

平成22年第2回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程(第3号)

平成22年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 5番 深見 義輝 議員
- 18番 市山 繁 議員
- 12番 鵜瀬 和博 議員
- 17番 瀬戸口和幸 議員
- 11番 中村出征雄 議員
- 6番 町田 正一 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員(20名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君 | 2番 呼子 好君 |
| 3番 音嶋 正吾君 | 4番 町田 光浩君 |
| 5番 深見 義輝君 | 6番 町田 正一君 |
| 7番 今西 菊乃君 | 8番 市山 和幸君 |
| 9番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君 |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君
吉岐島振興推進本部理事 松尾 剛君
市民生活担当理事 山内 達君 保健環境担当理事 山口 壽美君
産業経済担当理事 牧山 清明君 建設担当理事 中原 康壽君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 堤 賢治君
財政課長 浦 哲郎君 政策企画課長 山川 修君
管財課長 豊坂 康博君 会計管理者 宇野木眞智子君
教育次長 前田 清信君 病院管理課主幹 左野 健治君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表（第3号）により本日の会議を開きます。

ここで、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。平成22年6月8日夜、菅内閣が発足いたしました。閣僚人事において、我々長崎3区選出の山田正彦代議士が農林水産大臣の要職につかれました。同慶のきわみでございます。このことは、一人これまでの先生の御努力と御精進によるものと存知しており、市民皆様とともにお祝いを申し上げます。

皆様御承知のとおり、先生は五島列島福江市、現五島市の御出身でございまして、衆議院議員選挙に四たび挑戦をされ、4度目にして平成5年新政党から出馬、トップ当選をされました。文字どおりの不屈の人であります。

現在5期目でありまして、昨年8月、民主党が念願の政権交代を果たすと、農林水産副大臣に御就任され、10月には農林水産省個別所得保障制度推進チーム長に就任、4月20日に宮崎県で発生の家畜伝染病口蹄疫の対策に対しましては、政府の現地対策本部長として現地に不眠不休、陣頭指揮をとられました。数日前まで毎日のようにテレビや新聞により、苦渋の趣での先生のお

仕事ぶりを目の当たりにしたところであります。

先生の長年にわたる政治家としての執行力と即戦力は衆人が認めるところでありまして、今回の大臣御就任にあたって、農林水産行政の最高責任者としてまさに適任、余人をもってかえがたいと大きく期待されたものであります。農林水産行政に精通され、我々長崎3区の実情、とりわけ離島の救助については身をもって体験されている山田先生の大いなる御活躍に期待するものであります。

さて、昨日来、口蹄疫の拡大ニュースが流れております。日本一の畜産自治体であります都城で口蹄疫が発生いたしました。えびの市の移動制限が解禁されて、終息間近と思っておりましただけに大変なショックを受けました。都城市は川南町と50キロメートル離れているとお聞きしております。このことは、この病気がどこで発生するかわからないということを如実に証明しているものでございます。

壱岐市といたしましても、このことは当然対岸の火事ではございません。関係機関とともに緊張感を持って対処したいと考えております。新大臣の力強い指導のもと、一日も早い口蹄疫の終息を願うものであります。議員皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1 一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

改めて申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、5番、深見義輝議員の登壇をお願いいたします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 深見 義輝君） 皆さん、おはようございます。今、市長より御報告がありましたように、本県から大臣が出られたということで、本当にうれしく思っております。

また、口蹄疫が都城に発生したということで、壱岐の畜産農家にとっても不安が少しまた高まりつつあります。早急な被害措置を講じられ、口蹄疫がこれ以上広がらないように、国のほうで努力されてもらいたいと思っております。

今回は議員になって初めて、初日でのトップバッターということで、非常に緊張をしております。

それでは、通告に従い、5番、深見が市長に対し、大きく2点について一般質問をしたいと思います。

いますので、よろしく願いいたします。

まず、一つ目の質問ですが、壱岐市の基幹産業である、つまり農水産業の振興について、市長のお考えをお聞かせください。

通告はしたものの、文字として私の思いが市長に届いたかなと思いはいたしましたが、この問題は、即予算化措置すれば解消することのできるものでもなく、地道な政策を講じていかなければならないと考えていますので、将来的な市政の方向性について御答弁がいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今日まで、壱岐市における経済は1次産業により成り立っていると感じています。そして現在、その従事者の平均年齢は60歳以上という中で、この先10年後を考えたときは、どのような状況になっているかはかり知れないところです。とりわけ水産業は寒流と暖流の交わり合う豊満な漁場に恵まれ、過去は全国に誇る漁船数を確保し、その水揚げ量もかなりのものだったと聞いています。

ちなみに、我が家も祖父の時代から半農半漁の生活であり、その収入で生計を立てていたのではと考えております。

50年前ぐらいまでは、島内の大半の家庭は農業か漁業で生活を営んでいたのではないかと考えられます。当時は生活水準も今とは若干違っていたときだったとは考えております。

しかし現在、時代も変わり、今日では気象や環境の変化に伴い、漁獲の減少、また、燃油の高騰と、漁師にとっては非常に厳しい状況下であります。その上に追い打ちをかけるように魚価の低迷と、漁に行けば行くほど赤字になり、資金の返済どころか生活設計もできない状況にまで追い込まれていくのではと心配されておられます。

そのような状況で一生懸命に努力されている漁師さんもいられますが、現実と心は違い、息子に漁師になれとはなかなか言いがたいという気持ちでいっぱいであられました。

また、農業においても同じであります。肥料や資材の高騰で生産コストは増加する一方で、販売単価は経済不況のあおりを受け、低迷の傾向にあります。その中でも畜産とアスパラは今のところ底支えの状況であるものの、将来の展望は極めて厳しい状況であると考えられます。

後継者については不安だとの農家の声も聞かれます。今後も壱岐市の産業経済は大手の企業誘致は難しく、基幹産業である1次産業の下支えなくしては成り立たないことは市長もお考えのことと思います。本来、後継者の育成は、親が家庭の中で育てていくものであると思いますが、この厳しい経済状況の中で本当に次に託すことが難しくなった今日では、やはり行政において何らかの施策を講じるべきだと考えています。

地方分権に伴い、財政の健全化を図ることで行財政のスリム化が必要とされているところではありますが、本市の将来を支える基幹産業である農水産業にさらに魅力を持たせることで、希望

の持てる担い手や後継者を育てていけるようないわば人づくりの政策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、財政の健全化でさまざまな助成金の見直しやカット等が図られていますが、時代の変化に伴い、その目的が異なるものや、事業の達成については仕方ないと考えますが、新たな時代に向けた部分の助成金の活用は、今後も図るべきと考えております。

以上、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（牧永 護君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番議員、深見義輝議員の御質問にお答えをいたします。

吉岐市の基幹産業についての御質問でございます。議員御指摘のとおり、吉岐市の経済を支えるためには、吉岐市の基幹産業である農水産業の振興は欠かせないものでございます。したがって、財政的に可能な範囲でそれぞれの振興策を施しておるところでございます。

特に、現下の情勢からしますと、吉岐島内で就業の場としても、この農業、漁業は、重要な選択肢の一つでございます。特に家業の継承ができますならば理想的ではなからうかと考えるものでございます。そこで、これらの方に魅力を持てる対策を講じて、就業の希望を持ってもらう必要がございます。

まず、農業についてでございますけれども、吉岐市の農業は水稻、葉たばこ、肉用牛を主体に振興を図ってまいりましたが、近年、メロン、イチゴ、アスパラなど施設園芸も盛んになっております。特に施設園芸は高収益性の作目、作型を担い手農家が中心に導入し、産地化が図られております。

本市の農業構造は、昭和40年代から高度経済成長期を契機に兼業化が進み、土地利用型農業を中心に担い手不足が深刻化しております。また、農地の資産的保有傾向が強く、規模拡大思考農家への農地流動化は、これまで継続更新の面積が大半を占め、新規開拓が進展を見せないまま推移してまいりましたけれども、ここに来て兼業農家の高齢化が進み、今後農地の流動化により経営規模の拡大が進むものと推測をいたしております。

後継者を育てる人づくりの政策といたしましては、本年度の新規就農者の支援事業、いわゆる「長崎農援隊設置事業」でございますけれども、その対象者は、施設園芸が5名、肉用牛1名の希望する6名の方が市内の担い手農家で研修を受けることになっております。

農業を職業として選択し、魅力とやりがいのあるものにするには、労働時間の短縮や農業所得が確保できることが重要であり、意欲と能力のある若い経営者及び生産性の高い生産組織の経営体の育成を推進することが、本市経済の下支えにつながると考えております。

一方、水産につきましては、将来につながる漁業者育成のための一貫といたしまして、毎年水

産教室を開催をいたしております。この水産教室は、小学校から高校生まで幅広い階層を対象に、平成17年度、19校で1,010人、平成18年度、12校577人、平成19年度、11校847人、平成20年度、12校687人、平成21年度、12校591人の参加により、磯遊び、イカさき体験及び魚の開きづくり等をしてそれぞれ家に持ち帰り、食卓での家族団らんの中で食されている状況にあります。

一方、このように財政状況が厳しくなる中で、より補助金の有効活用を図る観点から、壱岐市独自の認定漁業者制度の創設を計画いたし、現在、平成23年度予算化に向け調整中ではありますが、その中でもある一定以上の水揚げ漁業者には、他の漁業者よりも特典を与えることで、より意欲を持ってもらうと同時に、他の方よりその努力を広げようと考えております。

漁業者の方々の目標高揚により、仮に5%水揚げが上がりますならば、市内で約3億円の水揚げ増が図られることとなります。

ちなみに、先般ご足労をかけた壱岐栽培センターオープニングイベント、放流の集いも将来壱岐の水産業を担う可能性のある三島小学校児童の全員参加を図り開催いたしましたものであり、これらの体験等を通して、一人でも多くの方が将来的に壱岐市の基幹産業である水産業を支えてくれることを願うものであります。

議員御指摘のとおり、次代を担う後継者の育成と人づくりの政策は当然のことと考えております。と同時に、助成金の見直し等につきましても必要と考えております。補助金のあり方、考え方としましては、同一事業に対する補助について永久的に続けるのではなく、期限を切ってスクラップアンドビルド方式を採用することで、新たな施策や必要性の高いものに重点を置いて対処をする方向を考えておるところでございます。先ほど申し上げました認定漁業者制度もその一貫でございます。

そういうことで、スクラップアンドビルドという方向で助成金については考えてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長がおっしゃるように、今までさまざまな事業に取り組みされたことは私もわかっています。私も従事者ですので、そんないろんな事業を活用させていただいて、ある程度基盤の確立はできております。

ただ、いわば水産業ならば漁港の整備、漁船の取得や漁具の助成、漁場の再生、漁村の環境づくり、農業においても耕地の区画整理、先ほどからお話もありましたように牛舎やハウス等の施設整備、その他必要な機材についても格段の助成は図られております。それは、いわば基盤づくりで、ハード的な対策であると考えております。

それに携わる人、将来を担う人に対するソフト的な対策、これが、先ほども市長がおっしゃったように新規就農者の支援事業、それから漁業者も含めて、そしてＩターン、その他事業、それから担い手対策、認定農業者、また、新しく検討をされています漁業者の認定者事業、一定の効果はあるとは思っております。しかし、本当に将来を見つめたとき、これでよいのか、本当に体制は確立されたのかということはまだ私としても不安なところがあります。

それで、先ほどから言いますように、ハード的対策は恐らく国が、これは国政として施策を講じなければならないと思っておりますし、その分、先ほどから言いますように、ソフト的対策、人づくりはどうしても各自治体で差があります。それは、やはり長崎県、そして壱岐市がやっぱり独自の事業でやるべきと考えております。

どんな事業があるかと言われましても、今のところ私も私案を持ち合わせておりませんが、やはりこれは先の見えない先行投資ではあると思えますけども、やはり本市の行く末を考えると、今農業に従事されている方の認定農業者の方々は、ある一定の規模、そして目標を持っておられますけども、そのほかの今から先新しくやっぱり若い人たちが今度立ち上げていこう、そして頑張りたいという人たちとの、そういった人たちとの関連性、そしてその人たちをいかに引き込んでいくかという、そういった取り組みをするような人づくりのやはり政策が今後必要ではなからうかと思っております。

なかなか農業、私は農業をしていますけども、農業で生計を立てるというのは非常に厳しい面がございますけども、それはやはり先頭に立つ人が夢と希望を持たせて、今は苦しいけど頑張ろうというその気持ちを、そういったものを伝えていけるような、そういった人づくりの政策ができればと思っておりますので、市長は再度、どのようにお考えか、御答弁があればよろしく願います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 深見議員おっしゃるように、やはり職業を選ぶということは、農業の魅力といいますか、すばらしい生産をするという、そういう概念的なものだけではなくて、やはりどうしても経済的な面、あるいは漁業についても同じでございます。非常に難しい面がございます。農協、漁協におかれましてもそのことで大変悩んでおられます。

私たちも関係者と知恵を出しながら、どうしたら後継者ができるのかということについて模索をしていきたいと思っておりますし、特に漁業におきましては、今、長島でしたか、Ｉターンの方が一人育てられます。何人か来られて、今本当に育てらっしゃるのはお一人のようでございますけれども、漁業については、やはりどうしても親の背中を見て育った人じゃないと後継者というのは非常に厳しいというお話も聞いております。農業についてもやはりしかりだと思

ます。

そういった意味で、やはり後継者という考えが大きな時代を担う方々の生産人口をふやすということになると思っています。関係機関と知恵を出しながら、議員おっしゃるように後継者を育てる、従事者を育てるということに邁進したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見議員。

議員（5番 深見 義輝君） 私も農業をしている以上、やはり次は自分の息子にという気持ちもあります。ただ、それと同時に不安も若干持っております。それはだれもがそうだと思います。

農業者はある程度兼業でも養っていけるところがありますけども、やっぱり漁業者は兼業ということが非常に難しい、専業でやらなければやれないということで、農業とは若干形態が違ってくるので、その辺も含めて、やはり各関係機関、行政が主導的にお話をかけて、将来の壱岐市を考えたときに、やはりそういった若い者が希望を持てるような形をとっていただければと思っております。

国の政策の変動によって、過去ここ二、三十年は壱岐市の経済は公共事業が主体であったと考えております。ただ、先ほども言いますように、国が変わればやっぱりこれは長続きしてはいかないと考えております。そのためにはどうしても基幹産業である農水産業を中心とした中で、経済の浮揚を図らなければならないと考えます。

市長は、壱岐に少しでも次世代の若者が残り生活しやすいようにと、たしか島外通勤割引の助成を設けられました。島民にとっては奇抜な発想で、期待を持てるところでありますが、しかし、だれしものがこの事業に該当することはできないと考えておりますし、やはり、できれば壱岐に残りたいという気持ちがあると思います。物事を考えることは人でもあり、そのことを実行することも人であり、壱岐を守るのも人でもあります。やはり人なくしては経済は動かないと感じております。

このことは、単なる農水産業の問題ではなく、商工関係、やはりいろんな産業でもその分野は考えられると思います。壱岐市に残り本市を守るという未来につなげようとする次世代の後継者として、先ほどから言いますように、魅力を持って生活できるような施策をお願いできればと感じております。

これは、未来に託す私たち大人の責務であると考えますし、どうすればよいという結論はきょうは出ないと思いますので、壱岐市民の心が一つになれば、きっとよい方向性が定まるのではないかと考えておりますので、市長のさらなる決断と頑張りをお願いしたいと思っております。

ちなみに明治維新の改革者である坂本龍馬が考えたことは、人と人のつながりではなかったの

かと考えます。先ほども言いますように、みずから先頭に立ち心の思いを募る、そのような人づくりの政策を今後も壱岐市においても必要ではないかと思っておりますので、市長、よろしくお願いいたします。

次に、芦辺港ターミナルビルについてですが、この質問は以前にも同僚議員から何回も質問されましたが、今時点でどのように検討されたかお伺いいたします。

その一つは、隣接する荷揚げ場の仮の砂置き場の移転の件です。やはり人や物流の出入りする港湾施設等、そういった産業施設は区分すべきではないかと思っております。そのような観点だったか私もしっかりわかりませんが、石田のたしか外港の港湾施設は砂置き場としての活用ができるということでしたと聞いております。済みません。間違っていたら申しわけございません。また、郷ノ浦の鋸崎、あの施設もあると聞いております。一時は移転の話もちらほらしておりましたが、現在どのように協議されているのかお伺いいたします。

それと、2つ目はターミナルビル内の売店ですけれども、市長も利用されている業者より利活用しにくいとの要望が出されていると思っておりますが、私が見ても非常に利便性が余りよくないと感じられます。私が見てよくないのですから、恐らく観光客や利用者も非常に入りにくい条件にあるかと思っておりますので、何らかの改善策が必要と思っておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

続きまして、3つ目はジェットホイルの待合所です。施設管理が二重となり効率性が非常に悪いと見受けられます。また、待合所は老朽化の状況にもあり、ターミナルビルとの早期統一化を図ってはいかがでしょうか。これは当初からその計画でたしかターミナルビルは建てられたと聞いておりますが、その後どのように検討されてきたかお聞かせください。

4つ目は、先ほどのジェットホイルのも関連しますけれども、1階の空き室、砂置き場の近いほうの空き室の活用です。たしかこれは当初ジェットホイルの待合所として計画されてあったと聞きますが、2階の空き室は受入協議会が今使用されていると聞いております。

1階の空き室はいまだあかすの間の状態ですけれども、やはり非常に非効率であり、早急な活用を図るべきと思えますし、もしもジェットホイルの待合として活用できないならば、2階のように民間に活用してもらおうなど、何らかの対策を講じなければできないでしょうか。たしか開設してから五、六年ぐらいになると思えますが、何ら議会のほうでも質問があっても、その検討結果等報告がありませんので、あえて聞かせてもらいたいと思っております。

できるだけ市民に対して納得いくような施設の活用を図るべきと思っておりますので、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 深見議員の2つ目の御質問は、芦辺港ターミナルビルについてござい

ます。

まず、砂置き場の移転の状況はということでございます。吉岐市の東の玄関口であります芦辺港フェリーターミナルの隣に砂置き場があることは、観光振興の面からも好ましくないと、これまでたびたび御指摘をいただいたところでございます。

そこで、ターミナルビルの一元化を踏まえまして、現在砂置き場として使用されております2業者の方々、サンド工業と吉岐開発でございますけれども、平成18年8月から交渉を開始をいたしまして、その後おおむね移転をするということで、この2社におかれましては御了承をいただいております。しかしながら、受入地、いわゆる移転先の調整が非常に困難であるという状況でございます。

現段階におきましては移転時期が非常に不明でございますが、その努力をしているというところでございます。もろもろの御意見がございまして、なかなかいけないと、先ほど申しますように、今揚げてある方は、そこが確保できればいつでも行くよということをいただいております。今後は、さらに県とも調整を図りまして、よりよき対処をいたしたいと考えておるところでございます。

次に、ターミナルビルの売店のあり方についてでございます。

現在、芦辺港ターミナルビル1階に3店舗の売店が営業されております。御承知のとおりターミナルビルオープン当初から、奥まって観光客から見えづらい、入り口にエレベーターがあることから、お客様がエレベーターのほうに行かれて階段は使われないためにお店の前を通らないということが言われてまいりました。売店の存在感が薄れているというクレームがございました。

しかしながら、いろいろと不都合な配置であるかもしれませんが、その存在感が薄いならば目立つようにと看板設置の提案をしたり、その基礎部分を設置したところでございます。看板の基礎部分でございますけど。

それでも位置により販売額が大いに違うとの配慮から、2年サイクルで売店位置の移動を実施して、皆様がある程度ある一定の期間で売り上げが平準化される対策を講じております。3業者の方が平準化されるようにということで2年サイクルで移動をいただいているということでございます。

また、一部の方々から2階待合室をつぶして売店をとの意見も耳にいたしますが、売店を2階に移しますと、新設するためには新たな設備投資の費用、セキュリティー関係を含みます。あそこに布をかぶせて帰るといふわけにはいきませんので、やはり柱を立てたり、囲いをしたり等々の工事が必要となります。

それから、建物の建設段階におきまして2階の待合室は国の補助対象で建築をしておる関係上、売店に使用すと目的外使用ということで国費を返さなきゃいかんということも起きてまいりま

す。国費返納までしての改造は現段階においては考えられないと思っておるところでございます。

いずれにしても3店舗の方々がなかなか、ちょっと振り向かないと店が見えないというような格好でございますので、その不都合については十分に認識はしておりますけれども、今の段階ではなかなか解決策が見つからないというのが実情でございます。

3番目に、ジェットホイル待合所との統一化でございます。御承知のとおり芦辺港ターミナルビル建設に際し、長崎県及び九州郵船との十分な調整ができておりませんで、このように2つのターミナルにおいて乗降となっております。長期漁港計画が実は平成14年度から平成23年度までとなっております、最終の計画変更、ことしの前半までに計画変更がもしあるならばないと23年度で終わりだと、芦辺漁港については今から工事ができないという状況になります。

したがって、早急に長崎県、あるいは九州郵船と協議を重ねまして、一体あのままでいいのか、あるいは変更するのかといったことについて結論を出さなきゃいかんということに思っております。

議員が申されますように、ターミナルビルの一元化に向けた取り組みをするならば、こうするんだという計画を本年度の前半に、9月いっぱいぐらいでしょうか、計画を出さないと県との協議もままならないということになります。時間も残されておられませんけれども、その実現について、担当課にそのことについて早急に行わせたいと思っておるところでございます。もちろん私がやらなきゃいかんことでございますけれども、具体的な計画を今指示をしておるところでございます。

4番目に、その他の、いわゆる空き室等の利用についてということでございますけれども、議員も先ほどからおっしゃっておりますように、フェリーとジェットホイルとのターミナルの一元化ができますならば、芦辺港ターミナルビル本来の使用形態となり、おのずと空き室の解消が図られるものと思っております。ぜひともそれらの対策が早期にできますよう関係機関と対応を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見議員。

議員（5番 深見 義輝君） 砂置き場の件ですけども、業者さんはある程度移動に対しては納得されているということで、あとは受け入れの体制を整えればということですので、できるだけ早急な結論を出していただいて、砂置き場の周りに家が隣接すると、お互いに迷惑施設として皆さん苦慮させますが、その辺は理解を求めながら、できるだけやはり人の出入りするところと産業のいわば砂、そういった出入りする施設は区分していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、売店ですけども、業者さんからそういった2階ではというお話が私もありましたが、

いろんな規制等があることを私も知らずに少し質問をしたんですけども、先ほど、その後のジェットホイルの待合所の一元化、それも含めて早急にターミナルの施設の活用方法を、ジェットホイルの一元化ができなければまた空き室の活用も図らないといけないと思いますので、それも含めて一緒に早目に結論を出していただければと思っております。

また、業者さんのほうには恐らく市長のほうからか担当課から実情は説明があっただろうとは思いますが、2階にできないだろうかというお話があったもんですから、市長、あつておるですよ、協議は。

わかりました。

もう一つ、今どこでもたばこは吸えないということで、喫煙場所が外に今ありますけども、先ほどまで言いますように、空き室の今後の活用の問題も含めて、やはり夏の暑いときはちょうどあそこは西日が当たって、ちょうど大変な角地にありますけども、大変風も来ずに暑い所ですので、喫煙場所をひとつ設けるとなると、そこに空調等を入れないけんということのでかなりの経費となりますけども、やはりそういうことも含めて検討をしていただければと思っておりますので、もろもろも含めて早急に対処していただければと思っております。

非常に財政厳しい折ではありますが、やはりできるだけ市民の心に響くような行財政運営を行っていただけるようお願いをし、早いですけど、私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

.....

議長（牧永 護君） 次に、18番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 市山 繁君） おはようございます。18番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。質問は、通告に従いまして質問事項として3点、その要旨としてそれぞれ上げておりますので、順次質問をいたします。

質問の前に、市長も先ほど申しましたけれども、去る6月8日に、第94代の首相に菅内閣が発足されて、その閣僚に私たち3区の山田正彦農水副大臣が昇格されまして、農水省に入閣されましたことを本当に喜んでおります。離島の基幹産業の発展のために貢献いただくものと期待をしているところでございますが。

さて、私の質問の内容は、その新政権によるマニフェストによる市の対応についてでございますので、簡潔な御答弁をお願いいたしたいと思っております。

それでは、質問の第1点は、新法成立の公共建築物などにおける木材利用促進に関する法律の

対応についてでございます。

今回、政府は公共建築物等における木材の利用促進に関する法律案が3月9日に閣議決定をされ、去る6月19日にこの法律が成立されております。この法律は、目的の第1条から15条になっており、第1条の目的の前段では、この法律は森林の有する国土の保全、水源の涵養、その他の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に果たす役割の重要性にかんがみ、公共建築物等における木材の利用を促進するためとあります。

定義の第2条では、この法律において公共建築物等建築基準法に規定する建築物で、中低層の学校、老人ホーム、市営住宅を幅広く公共建築物が木造に転換され、公共建築物は原則的に木造化をするとなっておりますが、市の対策、また、実施の検討をされておるのかどうか市長の御見解をお尋ねをいたすところでございます。

また、近年時代の流れと変化によりまして、現在国内木材利用の減少と外材利用の需要が高く、国内の林業、製材業の低迷、また全国ネットを有するハウスメーカーの進出により在来工法、一般建築物です。その減少等で日本の伝統建築の文化、技能の継承も非常に危惧されております。

それらに伴い、技術の指導の人材もだんだん高齢化をしつつあります。今のうちに取り組みねば大工、左官、それに関係する職人の育成もできないではないかと関係業者を初め、住民も将来を非常に憂慮されております。

この法律により、森林の整備に伴い林道の整備、植林、製造、加工業の増加によって雇用の促進ができて、わずかでも活性化に希望が持てるのではなからうかと思っておりますが、市長は森林組合の代表でもあられますけれども、この事業の技術の指導の継承とあわせて森林体系について市長の御見解をお尋ねするものであります。

次に、2点につきましては、建築物は御承知のとおりRC構造、鉄筋コンクリート、それから鉄骨構造、補強ブロック構造、木造建築物等があるわけですが、これも用途によっては一長一短あります。その建築物の用途によっては適材適所のコンコールド、結局合わせて混成した構造もあるわけですが、これも法律で掲げられております。

吉岐市においても、現在建設計画がなされております特養老人ホーム、また市営住宅等、木造可能な建築物の実現化はどのようにされておるのか、また検討はされているのかどうかお尋ねをいたしたいと思っております。

3項については、市営住宅の建設は今年で5カ年計画のプランの最終年度だったと思っておりますが、今後の市営住宅の建設については、一戸建て木造住宅として将来居住者に希望が持てる、安心して計画的な居住地として期限つき、いろんな条件の規定を設けて、持ち家となる政策を講じられてはと思っております。

例えば、15年居住者には払い下げする方法とかあるわけでございますが、たとえ20代で入

居して15年ぐらいすると子供もだんだん成長して、子供部屋、勉強部屋なども必要になってまいります。特に進学時期になるとそうなるわけですが、自分が増築したくても市の持ち物であれば自由にならないし、また鉄筋建てでは増築も簡単ではないわけであります。

自分の持ち家となると、その地に定住となり、多少なりとも固定資産税、市民税の増収、また人口流出の防止のための一助となるわけですが、これは研究されておるのかどうか。

これは以前、旧町のときに払い下げがあった時期がございました。芦辺町の緑ヶ丘の木造住宅、八幡入り口の木造住宅、いずれも今は自分の持ち家としてそこに定住され、改築をされて暮らされております。これについても市長の御見解をお尋ねするものでございます。

以上です。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 18番、市山繁議員の御質問にお答えいたします。

新法、公共建築等における木材利用促進に関する法律でございますけれども、おっしゃるように5月19日に成立をいたしまして、5月26日に公布をされたできたばかりの法律でございます。この法律は、先ほど申されますように木材の利用を促進することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献することということが目的となっておりますところでございます。

おっしゃるように、このことが森林整備、そして雇用拡大、引いては地域活性化につながることを期待するところでございます。この法律は義務的規定ではございませんで、努めなければならない規定でございます。努力規定でございます。

ところで、私がかねがね「木造でできる公共施設は木造だ」ということを申し上げてまいりました。この法律ができたことによりまして、私はこの自分の今までの考え方に自信を持ったところでございます。

そこで、今、議員、御指摘の特別養護老人ホーム、近々建築を予定をいたしておりますけれども、これにつきましては、おっしゃるように、ぜひ木造建築で対応したいと思っております。

ただし、特別養護老人ホームでございますから、他の法律の制約もございます。例えば、特養でございますと、消防署長等の意見を添えて県知事の認可が必要であることとか、施設入所者の居室に充てられる場所は1階でなければならないとか、2階を建築する場合は準耐火建築物でなければならないとか、こういった制約があることも事実でございますけれども、したがってまして専門知識を有する消防署、建築関係者等と詳細に協議し、スプリンクラー設備の設置、調理施設等火災が発生する恐れがある箇所の防災区画の設置などによりまして、初期消火及び延焼の抑制

に配慮した構造など火災予防上の要件を特に満たして、入所者の安全性を第一に考えた施設の建設を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、住宅の問題でございますけれども、現行の地域住宅交付金事業で、構造が木造の公営住宅は可能でございます。本年度策定の第2次住宅マスタープランでは、木材利用促進法の施行でさらに推進が図られるものと考えております。

しかし、建設後の維持管理コスト等も考慮する必要がございますので、建築規模等を十分調査しながら木造住宅を推進することを前提に検討してまいりたいと思います。ちょうど今年度が第1次のプランの終わりでございまして、来年からのプランをことし策定するというところでございます。

議員おっしゃるように、公営住宅法の目的が低所得者に低廉な家賃で住宅を貸与することでございますので、払い下げを前提に建設計画はまずできないということは間違いのないわけでございますけれども、時が経過して、耐用年数あるいは償還年限等が過ぎた時点で払い下げが可能となるような木造構造や建設規模等を計画段階で考慮していきたいと思っておるところでございます。

将来、自分のものになるかもしれない家屋となりますと、当然、管理の仕方も違ってくると思うわけでございます。そういったプラス面というのも非常に期待できると思っております。

あと、建築する土地等々の兼ね合いもございまして、そこまで研究をしながら、先ほど申しますような特別養護老人ホーム、そして第2次住宅マスタープランでは木造を利用した施設を考えてまいりたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山議員。

議員（18番 市山 繁君） それはおっしゃるとおりですよ。こうした大型の公共施設は消防法いろいろあるわけでございますが、そこにコンクリートはコンクリートのよさがあるわけですが、先ほど申しました混構造建築物、いわゆる老人ホームであれば、水回り、洗い場とか、その部分はコンクリートにするというような方法もありますし、それからこないだ栽培漁業を見ましたが、潮の当たる部分、洗い場の部分はコンクリート、上は木造というのがこうした塩分のあるところは適しておるわけですね。

そうした適材適所によって、木造建築を進めていただきたいと思いますし、それから住宅については建物を10年から15年すると段々、修理の箇所がふえてまいります。そして、おっしゃるように、自分の持ち家になると、将来そうした楽しみがあるということで家も大事にしてみたり、それでわずかな家賃で何箇所も修理するということは、個人の大家になりますと採算がとれないわけですね。それで、そうしたことを考えて計画的に、例えばそうした希望がある方は、若夫婦とか独身男性とかいうふうに入れていただきたい。計画していただきたいと思ってお

ります。

これについては、結局、宅地も遊休地とか、それから不要になった公共施設の跡地などがあるわけですから、これは逐次、そうした有効利用を進めていただきたいと、かように思っているところでございます。これで結構です。老人ホームもそういうふうを考えておられるということでありありがとうございました。

次に、2項の子ども手当支給開始と給食費の納入方法についてでございますが、1項は民主党が昨年の衆議院選挙の政権公約、マニフェストで掲げた看板政策の子ども手当が実行され、第1回が6月から支給開始されますけれども、壱岐市は市長の行政報告の中で6月15日の支給の予定と言われておりますが、その日に予定どおり支給できるのかどうか、そしてまた申請者は100%であったのか。壱岐市の対象者は約4,600人と言われておりますけれども、その児童と小学生と中学生との内訳、実数はどうであったか、お教えをいただきたい。

2項目の子ども手当支給と給食費納入の関連については、今回の子ども手当支給は、政府は厳しい財政の中にグラウンドデザイン、いわゆる全体構想が練られないまま目玉マニフェストとして実行されて、野党である自民党は単なる現金のばら撒きと全面見直しを強調しております。先々、財政確保が不安ではございますけれども、子供を持つ家庭にとってはありがたい政策であります。

支給は、6月、10月、2月となっており、父兄の中では、この支給は子ども手当も非常に助かっておるわけですが、給食費の無料化を望んでおられる方も非常に多いようでございます。この機会に給食費の納入の簡素化と、未納者防止策として、直接、天引きというわけにはいきませんけれども、そうした方法を希望されておられます。

特に、完納者からの声が多いようでございますが、現在の納付状況は自動振替、各自振込、地区によっては地区で各自交代で集金に回ってPTA給食特別会に納付されるような方法もあるようでございますが、自動振替は手間がかからんわけですが、各自振込はそこに行って振り込まないといけないということで手間もかかりますし、地区での集金はいろいろな問題もあるようでございます。納付方法は行政はできないわけですが、お願いの形なら問題はないのでありまして、事前に各自の承諾書を得ての納付を検討されてはいかがでしょうか。九州の自治体でも実施されておるようでございますが、市長の御見解をお尋ねします。

3項は、給食センター建設によりまして、来年は一元化され、9月には供用開始となり、給食費も統一されるわけでございます。国は、自治体の裁量で保育料や給食等の現物支給に充当できるような仕組みをすべきと言われております。具体的な制度設計はまだのようでございますけれども、私は法律がかわれば市の対応も考える必要があるんじゃないかというふうに思っておりますし、市におきましても市税の滞納もたくさんございます。給食費の滞納も多額でございます。

滞納理由も保護者が病気や、最近のことで急なリストラ等の場合はやむを得ませんけれども、それ以外の滞納者は悪く言えば子供に無銭飲食をされたと同じであります。子供に責任はありませんけれども、厳しい時代ですから、まだまだこうしたことが増加する傾向がございます。

そうしたことで、納付しやすい方法をとるべきであって、滞納者も今回の子ども手当としての恩恵の権利を受けておるわけですから納付の義務を果たすべきであって、子ども手当も国民の税金でありますから、もう自動に振り込みますと、なかなか生活費に充てて、なかなかそうした未納者は納入せんわけですね。そうしたものがございますから、そして子供のいない家庭にも申しわけないわけでございますから、文部科学省もこの機に学校給食費とか、それから保育料とか、滞納の解消の指導を都道府県の教育委員会等に通知をされております。6月5日の新聞にもここに載っております。そうしたことで、市長の見解をお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山繁議員の2番目の質問は、子ども手当支給開始と給食費の納付方法についてということでございます。

まず最初に、子ども手当が6月から支給開始となるが、対象者数、児童、小学生と中学生との内訳を聞きたいということでございます。

子ども手当は、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを社会全体で応援する制度であります。本年度6月15日に苓崎市が支給いたします子ども手当の支給対象児童でございますけれども、国の区分であるゼロから3歳児未満、3歳以上小学6年まで、中学1から3年までの内容でございますけれども、4月、5月の月ごとに報告させていただきます。

4月の対象児童は3,520人でございます。内訳は、ゼロから3歳児が636人、3歳から小学校6年が2,154人、中学校の1から3年が730人でございます。5月の対象児童は3,540人で、内訳はゼロから3歳児未満が626人、3歳児以上小学校6年が2,184人、中学校1から3年が730人でございます。したがって、子ども手当の4月分、5月分の支給児童延べ人数は7,060人でございます。

今回の子ども手当支給に対して、父兄の間でこの機会に給食費の納付の簡素化と未納者防止策としての納付方法の見直しの意見もあるがとの御質問でございます。現在、学校給食費の未納につきましては全国的に問題になっております。苓岐市の学校給食費も例外ではございません。

平成22年4月30日現在、郷ノ浦給食センターで53世帯、365万7,482円、勝本給食センターは4世帯、23万2,800円、石田給食センターは25世帯、443万4,188円、合計で82世帯、832万4,470円の未納がございます。このうちで、個人の最大の滞納額は5人の子供がおります世帯で96万7,300円、1世帯でマックスでございます。芦辺町は

各学校のPTA給食特別会計において精算されておりますので、滞納額はゼロでございます。

このため、子ども手当の受給者につきましては、子ども手当の支給の趣旨にかんがみ子ども手当を活用しなければならないという責務を持っております。一方、子ども手当はこのような趣旨に従って使われるよう、子ども手当の支給を受ける権利は差し押さえ等が禁止されておるところでございます。

したがって、原則として滞納処分は行いませんけれども、給食費等を滞納しながら子ども手当が子供の健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは法の趣旨にそぐわないものと通達が出ております。5月14日付の文書、文科省の通達でございます。これはどういうことか申しますと、「給食費等を滞納しながら、それを子供のために使わんで違うほうに使うちゃいかんよ」ということで、この滞納は子ども手当の法の趣旨にそぐわないということでございますから子ども手当で滞納がないようにしなさいとこういうでございます。

当然だと考えておりますし、そのことについて相談をしながらでないとな入をお願いできませんけれども、相談をするように指示をいたしておるところでございます。ちなみに、子ども手当の支給に関する法律の第14条に「子ども手当の支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることができない」という保護規定があるところでございます。

3番目に給食センターも来年から一元化され、給食費も統一されるが、給食費の未納者、滞納額も多額である。文科省も学校給食費滞納の解消の指導を都道府県教育委員会に通知されているということでございます。学校給食費は、各センターごとに学校給食運営委員会を設置して、その総会で決定をいたしております。芦辺町の単独自校給食につきましては学校給食連絡協議会の総会で決定をされておるところでございます。

今回、統一された給食センターが統合に向けましては滞納対策を盛り込んだ学校給食事務マニュアル、これ今、案ができておりますけれども、長崎県教育庁とも連携をとりながら学校給食費の滞納縮減に努めるよう準備を進めているところであります。

その中で、特に滞納者が滞納を払わない理由として言う言葉に、「だれが食べさせてくれと言うたか」と、「食べさせてくれと言うとらん」という方がございます。したがって、今回の学校給食事務マニュアルにつきましては、この学校給食センター統合を機に、全生徒から、保護者から学校給食申込書をとるということで、「食べさせてくれ」ということを書いてもらうという方法をとるようにいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山議員。

議員（18番 市山 繁君） 給食費は税金と違って差し押さえはできません。

しかしながら、これは今言われた申込書も必要ですけれども、承諾書をとればいいということ

で、各自治体も滞納者へ、納付方法のお願いをしながらそういうことをするように、自治体がふえておりますが、父兄の中にはこの給食費が先ほどおっしゃったような滞納額が非常に多いということ余り知られておられないわけですね。もう自分が納めるから、そんなものはないよということですが、やはり滞納が昨年19年から20年度見てみますとやっぱり100万円近くふえておりますよね。

そうしたことで、段々そういう傾向があるんじゃないかと思っていますし、それで長期の人もおられるわけですね。長期の人がおられるうちに、卒業した人がおられるわけですね、そうした卒業した人はどういう、滞納があった人はですたいね、卒業されて滞納があった場合はどういう方法をとるのかというようなこともできてきますし、このままでは、やはり先ほど申しましたように、完納者にも非常に申しわけないわけです。

そして、それだけの多額の未収金があって運営ができておるとなら、それを知った人はやはり「給食費をもう少し値下げせんか」というような要求もあるかもしれないわけですね。そうしたことが生じるかもしれない。

そしてまた、今申しましたように父兄の承諾書を得られれば実施できるのであって、職員の仕事は少々ふえるかもしれませんが、その仕分けの対象者が先ほど言われたように、私、ちょっと調べてみましたら4,600人ということでございますけれども、生徒数は小学校が1,736人で中学生が919人、合わせて2,600人余りのようでございます。

1年間で、その給食費の学校の中で変更するとは、児童が小学1年の入学するときに異動があると。全般、インプットしよるわけですけども、その人だけをやればいいわけです。あとは、ずっと3年、4年、5年、2年、3年、4年、継続するわけですから、それで小学6年生は中学1年に繰り上げ異動になるわけです。それで、中学3年生、卒業生を削除するだけですから、この3通りをやる方法をとればいいわけですから、例えば当初は6月支給ですからできませんけれども、2回目は10月支給ですので、4カ月間ございます。その間に、承諾書を得るとかして10月支給時に給食費の10月から1月分までを納付していただく。そして、3回目の2月の支給は2月分と3月分を納付していただくというような方法もあるわけです。

それで、職員も人手不足で忙しかろうと思うわけですけども、間に合わんときは、それこそ臨時でも対応して、やる気があれば私はできるわけですから、この法に沿って、これを実行していただきたいと、かように思っております。

市長、もう1回、どうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御指摘のようにいろんな方法を使って、やはり未納者があるという

ことは、そこで会計をしとるわけですから、もちろん市が固定経費等は出しておりますけれども、やはり他の人にも影響するわけでございます。

先ほどもおっしゃいました学校給食事務マニュアルというのが、こういうのができております。この中にも、細かく滞納のあり方、そしてまた先ほどおっしゃった徴収の仕方等々につきましても研究をなされるようでございます。貴重な御意見として受けとめたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山議員。

議員（18番 市山 繁君） 先ほど「だれが頼んだか」というようなお話も出ておることでございますが、以前は給食費もなかったわけですから、今は共稼ぎが割りと多くて、給食、弁当を作る気持ちがあれば、納付は簡単なことだと思います。そういうことで、真面目に納付されておる方に対して私は済まないから、一般納付している人がそうした防止策としてどうかと。自分たちの利便性もあわせてどうかというような要望があつておるわけですから、その点をできれば実行される方は実行していただきたいと、かように思っております。

それじゃあ、次に移ります。

市民病院とかたばる病院については、まず最初に市長には両病院の運営改革と医師確保のために政治生命をかけて日夜努力されておられることは私も十分察しております。敬意を表する次第でございますけれども、現在は病院のことに對しましては、医師及び管理者の選任、招聘、紹介等、一番市長にとっては大事な壱岐にとっては一番大事な時期でございますので、今回は深くは質問はいたしません、支障がない限りの御答弁をいただける範囲で結構ですから、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議会の初日の市長の行政報告の市立病院改革の中で、九州大学の御紹介で現在、田川市立病院事業管理者であられる斎藤貴生先生を非常勤特別職の病院事業顧問として今後の病院経営の助言をいただくために任命をされたとの御報告でございました。私も、こんなすばらしい医療や病院経営にたけた方がお願いできましたことは大変喜ばしいことであると思っておりますが、しかし、現在はこの斎藤先生は田川市立病院事業の管理者という重要な要職の方でありまして、特にまだなられたばかりでございますが、この顧問としての、また助言をいただく時間がとっていただけるのかどうか。

また、助言といっても、市立病院の経営状態、壱岐島民の患者の状態、この島にはこうした習慣病があるとか、いろいろ壱岐にはどんな病人が多いか知っていただくことが私は必要であると思っておりますが、そうした資料等が必要でございますけれども、先生が例えば月に一度おいでになるのか、また仕事の都合で来島されるのか、また病院によっては職員が資料を持って田川

市病院に出向くのか、そして年限の予定はされておるのかどうか、理事長の選任までかどうか、その点を答弁ができたならお願いをしたいと思っております。

それから、2項目、九州大学第2外科との関係の修復については、私はこれは以前からこの解決がなければ先へは進めないと言い続けてまいりました。まして、現在のような医師不足のときはなおのことでございますが、市長もこの医師不足は課題と言われております。今後、鋭意努力すると言われておりますけれども、これは市長のせいではございません。以前からの継続でございますが、現職市長でするので大変でしょうけれども、これは頑張りたいと思っておりますが、先般、議会も代表されて議長も行動を起こされております。

大分、時も過ぎておりますので、少しは窓口が開かれておるのかどうか。その時の雰囲気をお知らせいただきたいと、かように思っております。

次に、かたばる病院については、昨年12月定例議会の一般質問で市に2つの病院運営は無理であり、市民病院敷地内に移転新築し、病院を一元化し経費節減を図るのが私は得策と申しました。それは、平成21年2月で国庫補助金対象期間5年満了し、平成22年度から、かたばる病院運営の赤字補てんに対する国庫補助金が皆無になるとのことでありましたから、そうしたことを申し上げたわけでございますが、しかし今回の政権政策によるものかわかりませんが、平成21年度の特別地方交付税の算定条件として、不採算地域の病院の適用条件が緩和されております。それに1床当たり82万円の48床分、総額3,963万円が交付されることになってまいりました。これには、条件があるようでございますが、同一敷地内、また連結距離的な規制もあると私も聞いております。

そうすると、移転新築は無理と思いました。その反面、算定緩和がいつまで続くかも私も不安でございますが、本来、この国立病院の移譲は国は補助金の対象期間内に方向性を示しなさいということであつたらうと思っております。

市においても、当時、市民病院の移転、新築、そして開院、そしてまた市長選と、いろいろな諸問題がありました。検討はされてきておりますけれども、方向性が決定せずに現在に至っておりますと思っておりますが、一方、当時の病院の形態、現状維持の約束の10年間も、あと残り4年間となっております。

これはまあ、10年にこだわることはないと思っておりますけれども、今すぐ直すにしても、国の要望にするには国への計画書の提出が必要となってまいります。その計画書作成の期間、また国からの許可期間等で年限はすぐにやっけてまいりますが、その間、医師会との協議や指導も得なければなりません。病院においても内科医が3月31日で退職されており、院長も高齢であり長期の勤務も憂慮されております。非常勤医師での対応をすることも、なかなか大変です。市長も両病院の運営改革で大変だと思っておりますけれども、このかたばる病院の方向性が急務と

思っております。

そしてまた、この民間病院もここ5、6年前とは考え方は私はかわったと思っておりますね。それはどこの病院、離島、へき地、半島、そうしたところの病院の個人病院は段々院長が高齢化をしております。そして、後継者が、ここと一緒にですね、帰ってこんわけですね。そうしたことで、俺の病院もどうしようかというような考え方の中に、こうした連携とかいうのがなかなか私は難しくなってくるんじゃないかと思っておりますから、早急に私はそうした皆さん方の意見、本音を聞いて国に計画変更を出すべきと、かように思っておりますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山繁議員の3番目、市民病院とかたばる病院についてということでございます。

病院事業顧問としてお願いできた斎藤貴生先生は、田川市立病院事業管理者であり、顧問としての時間がとれるのか。または、九州大学第2外科医局との関係修復は必須課題と言われたけれども、時間はもう経過しているが、雰囲気はどうかということでございます。

斎藤貴生先生につきましては、九州大学第2外科教授からの御紹介によりまして、4月1日付で苓岐市の病院事業顧問として御就任いただき、去る5月12日に田川市立病院へ出向き斎藤先生との今後のことについてお話をさせていただいたところでございます。

また、翌日、5月13日には、田川市長、伊藤市長とも面談をいたしまして、お礼を申し上げますとともに、本市病院事業顧問就任の件について御理解をいただいたところでございます。

先生におかれましては、議員御指摘のとおり田川市立病院の事業管理者であり、常勤職員となられますので、頻りに御来島をお願いすることは困難であります。月に1回をめぐりに御来島いただきまして、御助言をいただくようお願いをいたしましたところでございます。

また、御多忙により御来島が困難な場合は職員が出向きますというふうに御相談いたしましたけれども、それはいけないと、ぜひとも月に一度は来たいという御返事をいただいております。

なお、先生のお考えでは、苓岐市の医療需要、患者の動態等を十分把握した上で苓岐市民病院の経営、診療について助言できればと考えておられます。

あわせて、斎藤先生の顧問御就任が苓岐市と九州大学第2外科医局との関係修復につながることを大きく期待をいたしております。

次に、九州大学第2外科医局との関係修復についてでございますけれども、市民病院の事業管理責任者の御紹介を九州大学病院にお願いしておりますことは既に御報告申し上げます。

れども、その管理責任者が誕生したときには九大病院との関係は今以上に密接になっていくものと考えております。ぜひとも、九州大学から事業管理者をお願いしたいと思っておりますのでございます。

市民病院は2次救急医療に特化することがますます求められ、市民病院の2次救急医療のさらなる充実には医師会の先生方を初め市民が求めていることだと思っておりますのでございます。そのため、第2外科医局に御支援をいただかなければならないと思っておりますのでございます。

九州大学第2外科教授とは、現在、月に一度の面談にに応じていただいております。情報交換をいただいております。近い将来、外科医師の派遣による御支援をいただけるよう、あらゆる努力をしてみたいと思っておりますのでございます。理事長選任につきましては、早期にお願いできるように、今お願いをしておりますのでございます。

次に、かたばる病院についてでございますけれども、おっしゃいますように平成16年度、国より移譲を受けまして、国庫補助金も21年度で終了するというところでございます。私も、今年度中に結論を出すとして申し上げております。

かたばる病院は、医師会との連携と早急な方策が必要じゃないかという御指摘でございます。かたばる病院は平成16年3月1日に厚生労働省より壱岐市に無償譲渡がされ、その条件として国有財産譲渡契約書の第10条には指定期間が明記されておまして、平成26年2月までの10年間は病院として運営しなければならないとなっております。

しかしながら、平成19年12月に出されました総務省の公立病院改革ガイドランによりまして、2つの病院の統合等の再編が迫られたため、壱岐市立病院改革委員会を設置し、介護施設との転換の答申が出されたところでございます。

かたばる病院につきましては、医療、療養病床として市民病院及び民間の急性期病院の後方支援病院としての役割を担っておりますけれども、医師の確保について大変厳しく、おっしゃいますように現在も非常勤医師を招聘して経営をしておりますのでございます。私は、病院改革委員会の答申どおり、介護施設への転換が赤字を減らす近道かなと思ったこともございました。

しかしながら、現在の壱岐が置かれている状況等々も考えまして、よりよい方策をやはり専門的に考えなきゃいけないという結論に至りまして、考えをかえたところでございます。一度、介護施設へ転換すると、もとに戻せないということでございますので、かたばる病院のあり方については壱岐医療圏全体の大きな問題でございます。壱岐市医師会の皆様方と十分な話をして結論を出さなければいけないと今考えておりますのでございまして、5月下旬に壱岐医師会長とお会いいたしました。

会長、そして副会長にもお会いいたしました。そして、御検討をいただきますようお願いしたところでございまして、今月末には医師会の総会にも私が出席させていただくようにいたしてお

るところでございます。

今後、医師会の検討結果を踏まえて、今年度中にはかたばる病院の方向を明確にしなければならないと考えておるところでございますが、先ほど申し上げますように、壱岐医師会の考え、そしてかたばる病院がどういう機能を、本当に壱岐の住民が安心して暮らせるためにはどういう施設を目指さなければいけないかということを経験者の皆様方と十分に協議をして結論を出したいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山議員。

議員（18番 市山 繁君） 斎藤先生のことについては、おっしゃるように私も同感でございますけれども、なかなか職員が向こうに出向いても、なかなか資料等もあって、やはりこの実態をどういう病院であるか、島民はどういう病気が多いかということは書類ばかりじゃなくて実態を見なわからんわけですから、やっぱり出向いていただくのが私は本当だと思っておりますが、その時間がとれるのかどうかということをお伺いしておるわけでございますが、そして、これは理事長の選任までであるのか、年限が大体約束されておりますかどうか、お伺いしたかったわけですね。

それから、これはもう九大第2外科については、外科の先生方の今後の招聘についてはまだ見通しがついておりませんね。

それから、かたばる病院についても、やはり介護施設になると新規の病院に戻られんわけですね。そうしたことがございますから、市長が言われるように十分これは検討してやらんと、やれなくなることがございますので、その点、ひとつできましたら、今の3点だけ。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 斎藤先生の顧問の期間でございますけれども、理事長が決まられてもやはり経営的には、どういう理事長がお見えになるかわかりませんが、経営的にはやはり斎藤先生の今までの蓄積された知見というのはもう物すごいものがございます。しばらくは、顧問を続けていただきたいと思っておるところでございます。

それから、外科医の招聘につきましてはまだ見通しが立っておりません。

3点目の転換のことでございますけど、先ほど申しましたように十分に検討して禍根を残さないようなことで進みたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山議員。

議員（18番 市山 繁君） 市長もいろいろ大変でしょうけれども、私が申し上げたことに

ついても一生懸命頑張ってください。

それでは、これで終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

議長（牧永 護君） ここで暫時、休憩をいたします。

再開を 11 時 35 分とします。

午前11時24分休憩

.....

午前11時35分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

改めて申し上げたいと思います。午後を過ぎるかもしれませんが、時間の都合によっては続けて行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、12番、鵜瀬が市長に対しまして一般質問をさせていただきます。

まず第1点目は、危機管理体制につきまして、主に情報収集の面から言いたいと思います。

現在、地域情報通信基盤整備推進事業が平成23年4月の放送推進のサービス開始に向け、着々と準備が進められており、心待ちにしている市民の1人でもあります。

合併前から使用されている防災行政無線は規格システム等、統一がされておらず更新するためには膨大な修理費等かかるため、今回の事業開始に伴い廃止する予定になっております。

防災行政無線とは、防災行政のために設置運用する防災無線であり、大規模災害発生時の避難勧告、命令や火災発生鎮火時報チャイム注意報、警報などの気象情報など放送内容についても制限があります。この防災無線には、同報系、移動系、テレメーター系の3系統があり、同報系は主に各家庭に設置されています戸別受信機並びに屋外拡声スピーカーを使用し放送をされております。

今回の光ファイバー設置により無線から有線となり、従来の戸別受信機がFM告知端末機にかわり、特に市民の生命・財産を守る上からも、有線に支障がない限り難聴地域が解消され、緊急防災情報はもちろんですが、音量の調整やFMラジオとして使用され利便性が増すものと思います。

また、移動系防災行政無線につきましては災害発生時、特にほかの交通手段が途絶えたときに有効で、情報伝達手段を確保するためのものです。つまり、現在、消防団、一部公用車などが使用している無線であり、庁舎などの基地局との通信はもちろんのこと、移動局相互間の直接交信もできます。

この行政防災無線が廃止となった場合は、現在、消防団が使用している無線、移動系無線はどのようなになるのか、また、サイクルフェスタなどの交流人口拡大のための大型イベント開催の場合、どのように活用していくのか、お尋ねをいたします。

特に、地震、台風、警報により万が一災害が発生した場合、対策本部と現地対策本部との連絡手段等をどのように計画をされているのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、消防及び救急における出動指令の送受や火災救急出動時の連絡等、消防の各種活動の連絡に用いられる消防無線は消防救急無線の広域化、共同化及び消防指令業務の共同運用するため電波関係法審査基準において平成28年5月までの消防救急デジタル移動通信システム化を推進するようになっており、消防本部や市が中心となって計画をしなければなりません。

平成25年、合併特例債事業として約4億4,000万円予定されておりますが、現在、この計画がどこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

また、これにあわせ、現在、携帯電話からの救急連絡が壱岐においてもふえているようですが、デジタル化に伴い、早く現場に行くためにも携帯電話通報者、位置確認装置等の導入が必要と考えるか、お尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 12番、鵜瀬和博議員の最初の御質問にお答えします。

危機管理体制ということで、地域情報通信基盤整備推進事業に伴いまして、行政無線が廃止となった場合に現在使用している消防団の移動無線はどうなるのか、廃止の場合は対策は万全かということでございます。

地域情報通信基盤整備推進事業によりまして新しい情報提供サービスが開始され、今までの防災行政無線による放送は廃止されますけれども、廃止されるのは市民あての行政情報の放送である同報系無線であります。

御承知のとおり同報系無線とはパンザマスト、屋外の柱につけた拡声器のことでございます。パンザマスト並びに戸別受信機による放送でありまして、これは今年度整備する地域情報通信基盤整備推進事業をもって、御家庭のテレビに音声や文字で放送したり、FM告知端末及びパンザマストにより緊急防災情報を放送したりすることができますので、現在と同等以上の情報提供が

できるものと考えております。

移動系無線につきましては、これは135ございますけれども、当分の間は廃止せずに、現在のとおり運用していく予定でございます。今年度当初予算におきまして移動系無線の免許更新費用78万8,000円を計上いたしておりますので、免許更新手続が完了すれば平成28年5月までこのまま運用できるものでございます。

しかしながら、無線設備の老朽化も進んでおりますので、現在の移動系無線にかわる通信手段として、一つには地域情報通信基盤整備推進事業で整備された新しいシステムを利用する方法や、または消防、救急無線のデジタル化に伴う通信手段の導入など関係部署と調整しながら研究していきたいと考えております。

次に、地震、台風等が万一発生した場合、対策本部と現地の対策本部との連絡手段はどのように計画しているかということでございます。

現地の対策本部は、そういった場合には近くの公の施設かテントを張るというようなことで、そこに職員が常駐するということになるかと思っておりますけれども、連絡手段につきましては、一時的には携帯電話を予定いたしておりますけれども、災害規模が大きくなると携帯電話は統制がかかります。またアンテナと電話局を結ぶ有線回線の切断ではつながらなくなります。

そういった場合につきましては、消防無線、移動局、によりまして連絡をとりたいと思っておりますけれども、この基地局が岳ノ辻と男岳山にございます。この2つの基地局がやられますとこれもまた使えなくなります。最終的に残るのは総務課と消防本部にございます衛星電話になるものと思っております。これは衛星電話でございますけれども、定期的に試験通話を行っております、この命綱は絶対にメンテを十分にしておるところでございます。

次に、平成28年5月までに消防救急無線のデジタル化がどのように推進していくかということでございます。消防救急無線のデジタル化につきましては、来年度、23年度に電波伝搬調査及び基本設計を予定いたしております、平成25年度以後実施計画及び整備事業を行うよう考えております。

これにつきましては5億円から6億円かかるんじゃないかならうかと思っております、そのうち8,000万円程度が国費ということで、非常に補助率が少のうございます。携帯電話からの緊急連絡における通報者位置確認装置等につきましては、携帯電話119番通報簡易型位置表示装置を平成25年度導入予定で計画いたしておるところでございます。これには約500万円程度かかります。

前回の地震、津波の瞬時警報システム、ジェイアラートにつきましては全額国費でございますけれども、これにつきましては非常に補助率が低いということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 市長が最初言われました戸別受信機、同報系につきましては、私の認識しているとおりFM告知端末機にかわるので、この辺の支障はないかと思います。

移動系につきましては28年5月まで延長をして、その計画、28年5月からの消防及びほかの防災無線にかわるシステムが構築に向けた計画をして、それまでは延長をしていくということでした。わかりました。

今回、せっかく地域情報通信基盤整備推進事業をする上で、これは市長も言われておりました効率化、そして市民の皆さんに離島と本土の格差是正のためのアイテムの一つとしてされるということで認識をしております。

そうした中に、本来ならば地域情報通信基盤を、今回国の補助もありまして緊急的にするような形になったんですが、それとあわせて移動系のそういった防災行政無線のハードの部分、特に老朽化している部分、それから免許については76万円ほどでできますけども、メンテについては今後試算としてどれぐらいかかるか算出されておりますか。その点についてお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） その点については試算をいたしておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 私は毎回お話しているわけですが、やっぱり日ごろから行財政改革、経費削減、財政で絞っていかないという中で、計画的にしていかないと、今回のこういった形は、消防の無線については、これは平成28年の5月までにするようにという通達があるわけですから、そうした中で、今回たまたま私が質問したからかわかりませんが、延長という形をされるわけですが、そういったところも計画を踏まえてしていかないと、これこそ本当の無駄になると思いますけども、その点についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員、2、3、4はいいですか。1回の回答で納得したわけですか。続けて質問を。

議員（12番 鵜瀬 和博君） いいです。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ハード部分につきましては、定期的なメンテは当然やっておるわけですが、それが果たしてどれだけ修理が必要なのか、あるいは交渉をしなきゃいけないのかといったことについては把握をしていないという状況でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） この危機管理体制につきましては、28年の5月まで延長されるということですから、今までの危機管理体制のイメージと何ら変わらないと、ただ戸別受信機については有線になりますから、先ほど私が言ったように確実に線が切れない限りは、あと停電も含めて、あれば市民の皆さんには伝わるということで安心しておりますけども、実際今からは特に携帯電話の使用システムについては一番各自1個ずつ持っているわけですから、今後携帯電話の通報者位置確認装置については平成25年に計画どおり導入するということですので、これはできる限り早目にしてください。

私が一番懸念しているのは、特に災害が起こったとき、防災無線が仮に使えなかったとして、市長を初め警戒本部をされている方々のメンバーになっている方が、どういうふうにして携帯電話、またはメールあたりで集合をかけられたときにどれぐらいの時間が所要して、実際計画本部をつくるまでにどれぐらいかかったかというような部分まで、国民保護法計画や機関体制の防災マニュアルについて、その辺も含めて計画が入っているのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 地域情報通信基盤整備推進事業につきまして、来年の4月に動き出すわけですので、早急にそういったことを含めて計画をしたい。そして今の危機管理体制、災害対策本部等々のつくり方、そういったものもシステムが変わるわけですから、研究を早急にしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、災害というのは情報の収集が一番ポイントだと思いますし、またその危険通知については1分でも早く、1秒でも早く市民の皆さんにお伝えして被害を最小限にとどめるということが一番の重要なところだと思いますので、平成28年の5月までにぜひ消防の無線等、そして今使われている防災行政無線のデジタル化に向けては、携帯電話を含めたよりわかりやすいマニュアルの作成を強くここをお願いします。

その点について、再度また市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、就任当初の一般質問だったか何かわかりませんが、申し上げ

たと思いますけれども、危機管理というのは行政の最大の責任だと申したことがあると思います。その考えはいささかも変わっておりませんし、今もそう思っています。しかしながら、今鵜瀬議員御指摘のように、その体制マニュアル等々について若干取りかかりが遅かったかなという反省をいたしておるところでございます。早急にそういったものについて対処したいと思っております。

先ほど申しますように、危機管理というのは行政の最も大きな責任であるということは認識しております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、市長も強い決意でおられますので、計画的に沿って内容のほうを検討いただいて、災害はいつ起こるかわかりませんので、その辺も含めてぜひ市民の生命財産を守る意識を持って取り組んでいただきたいと思っております。1項目につきましては、これで終わりたいと思っております。

続きまして、2項目の観光地整備についてお尋ねをいたします。

行政報告の中で、今後も壱岐にしかない貴重な歴史資産と豊かな自然景観を生かした観光振興に努め、さらなる交流人口の拡大と壱岐の活性化につなげていく、また唐津市、玄海町、糸島市、福岡市、本市の4市1町の圏域で構成する玄界灘観光圏の整備実施計画が国土交通大臣の認定を受け、複数の観光地が連携して2泊3日以上以上の滞在型観光の確立を推進していくと言われました。

その事業の一環として、観光協会主体によります周遊電気自転車レンタル事業を、原の辻ガイダンスを拠点として現在計画をされているようでございます。最近では団体旅行だけでなく個人小グループの旅行がふえてきております。そのような中、受入地として観光地の整備がされておられません。壱岐の観光地を見て回ったとき、ほかの観光名所には立派なトイレが整備されておりますが、特に観光客の多くが訪れている八幡半島の左京鼻の公衆トイレには洋式や身障者用がなく、はらほげ地蔵においてはトイレさえありません。

そのため、観光客を初め観光関係者等には不便をかけ、その苦情を多く耳にしております。観光を推進する上では整備すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

また、左京鼻から八幡半島の外周道路は道路幅員が狭く、観光客の車の往来が激しいため、過去に地域住民との交通事故も発生しております。この区域は国定公園であり、管理者である県と地元と十分協議をし、安全対策を含め拡張改良すべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2番目の観光地整備について申し上げます。

鵜瀬議員御指摘のとおり、左京鼻の公衆トイレ、左京鼻は大変観光客の多い所でございますけれども、くみ取り式で、洋式や身障者用はなくて利用者の方には不便な思いをさせていただいております。大変心苦しく思っているところでございます。市といたしましても整備に向けた検討はいたしておりますけれども、単発のハード事業に対しての国や県からの支援は極めて厳しい状況にございまして、着手に至っていないというのが実情でございます。

今後も自然公園整備事業や観光圏整備事業での採択に向けて国や県との連絡調整を進め、改修工事の実現を初めとした観光地としてのグレードアップに積極的に取り組んでまいり所存でございます。

はらほげ地蔵につきましては、平均滞在時間が5分程度と短くございます。同様の観光地とのバランスや整備後のコスト面を考慮した場合、当該地への公衆トイレの設置まではと考えておるところでございます。近隣の青嶋公園や清石浜海水浴場等の公衆トイレを御利用いただければと思うところでございます。

左京鼻から外周道路は幅員が狭く、事故も発生しているということで、拡張を含め改善すべきだという御指摘でございます。

市道八幡芦辺線から左京鼻までの区間は平成21年度緊急経済対策として、国の補正予算で舗装補修工事を実施したところでございます。確かに既設道路は海岸沿いに走っておりまして、延長2,430メートルの中には見通しが悪い区間、幅員が狭小な区間がございます。現在残されている自然景観を生かしながら、路線沿いのスポットを整備して、待避所としても利用できる局所的な改良を検討しておるところでございます。

ちなみに新設改良となりますと、5メートル幅の道路で約30万円、メートル当たり30万円かかります。7メートル幅でございますと50万円でございますして、2,430メートルに単純に30万円を掛けますと7億3,000万円かかるということになるわけでございますが、今申し上げますように、特に狭い所を局部改良するという対応をいたしたいと思っております。

そして、あそこは保安林もございまして、保安林でございますから、全面の拡張というのは非常に難しい面もあるということも思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 左京鼻のトイレにつきましては、観光圏も含めて国・県と協議をしていって、採択されるような形で努力したいということです。はらほげについては、近隣の青嶋や左京鼻、そういったところでトイレをしてもらえないだろうかということではございました。

結局、観光だけを考えればそうとは思いますが、先ほども言いましたとおり、大型バスで行く場合は、バスの運転手さんが壱岐のトイレのある場所とか観光地の状況というのは把握されており、例えばはらほげでしたら、左京鼻から行ってはらほげに行くというような順路もできるかと思うんですけれども、今回の補正予算の中に周遊型の電気自転車のレンタル事業を始めようとしたとき、何人かが乗ってきて、そういえば観光地に行けばトイレもあろうけんとしたときにトイレがなかったときどうされます。市長が行ったときに、実際。

それで、特にはらほげ地蔵付近については、先ほども言いましたとおり観光客だけじゃなくて、漁港であるため多くの漁業関係者も利用できて、これからの水産業は御承知のとおり水産物の販売だけでは大変厳しく、壱岐の受入観光協議会が実施しているような漁業体験等を取り入れた体験型観光へ事業を拡大していくことも必要と思います。

農林水産事業の体験型観光受入補助メニューの中に環境整備等もあるようですので、複合的な施設も含めて場所、内容、そして所管する観光商工だけじゃなくて、水産も含めて横断的に漁協や関係団体と十分協議をしていただきたいと思います。

特に、観光地にあるトイレは2,500万円から4,500万円ほど大体かかっているようでございます。先ほど同僚議員からも言われたように、新法が今度できて木造という、特に八幡半島は塩が、かなりの塩害がありまして、そういったことも含めて今回消防格納庫も木造にしております。

なるべくお金のかからないほうを、例えば壱岐ならではの部分でいえば、今、グリーンニューディール政策等もありますので、トイレで消費する電気、水あたりを風や太陽光を利用したクリーンエネルギーを活用したり、その使った水を注水として再利用できる循環型にすれば、さまざまないろんなメニューがあるのではないかと考えておりますが、その点について市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） お言葉を返すわけではないわけですが、観光地でトイレがなかったらどうするかということで、そうなりますと行く先々ことごとくつくらないかんというようになりますので、その辺はちょっと、ただ、議員おっしゃるはらほげ地蔵については特性があるんだということでございます。そういった意味で受け取らせていただきたいと思っておりますが。

あの場所については、確かに観光客だけでなく、やはり使用なさる方も多いかと思っております。ただ、あそこには集会所もございます。そういったこと等々、例えば外からの援助はできないのかというようなこともございますし、いろんなことを考えたいと思っております。ただ、今の時点ですぐあそこにトイレをとすることは申し上げるわけにはまいらないということでござ

います。

それから、循環型で電気等々でということでございますけれども、先ほど申されますように、木造で安くということ、循環型になりますとかなり金もかかりますし、ただ気持ちはそのとおりでございます。

循環型でやるべきだと、しかしそれをペイするためにはむしろそれが高くなるということもございまして、その辺も含めまして、よりよい循環型であれば補助率が高いよというような事業もございまして。そういったものも考え合わせて、これについては、循環型そのものについてはそういうことで考えていきたいと思いますが、はらほげ地蔵のトイレについては、先ほど申し上げた考えでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） はらほげ付近のトイレにつきましては、いろんな角度から考えていただいて、ぜひ御検討をいただきたい。そして具体的に、先ほども言いましたように、水産業も含めた漁業体験の拠点となる方法もございまして、さまざまな可能性をぜひ探っていただいて早期に設置していただければと思う次第であります。

また、先ほどの八幡外周道路、私は特に、今市長が言われたとおり7億円ほどの事業費がかかるということですが、一番見通しの悪い所を特にしていただきたいと思っております。特に公衆便所の先のほうがカーブあたりがかなり幅員が狭くなっておりまして、あのあたりを十分、されるならその辺から、自然保護の関係もありますから、県と十分協議をされて、お金のかからないやり方も担当部長あたりが御存じでしょうから、その辺も含めてぜひ研究をしていただきたいと思っております。

あと、先ほど市長が言われました国・県も含めてということで、いろんなところへ相談しながら決めていきたいということでもございました。実は長崎県の観光振興条例、市長御存じと思いますが、平成18年の10月に条例として設置されておりますが、それに伴って「ながさき夢元気づくりプラン」というのが今年度まで実施されるようになっております。

それは、もちろん市のほうの中で地域ごとに分かれておりまして、その地域のこれまで取り組みの中の一つとして、観光客の利便性の向上を図るために快適清潔トイレの整備ということも明確に書かれております。

今回、市長が壱岐市総合計画後期基本計画の策定を22年3月にされておりますが、その中でも観光資源の見直しと有効活用ということで、壱岐らしさを醸し出す魅力ある観光地づくりということを書かれていますので、それに伴いまして、特に総合サービス産業である、市長が常日ごろから言われております外貨を稼ぐための交流人口を拡大するためには、観光業者と農業、水産

業の異業種の連携が必要不可欠というふうとうたわれております。

先ほど来言われましたはらほげのトイレにつきましては、トイレという部分で見るのではなく、何回も言いますが、複合的な施設として御検討をいただきたいと。

その言いました観光振興条例の中に、観光の振興の基本理念の一つ第3条の4に、「本県を訪れるすべての人々が安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること」、この中に、第4条に県の責務として、「基本理念にのっとり観光振興の基本方針を定め、これに基づき総合かつ計画的な施策を策定し実施する」と、この中に「県は市町村と相互に連携して観光の振興に取り組みを進められるよう総合調整及び必要な支援を行っていく」と書かれております。

その第5条に市長の役割として、「観光の振興に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する観光の施策に関する施策と連携を図るよう努めるもの」というふうに書かれております。つまり長崎県を訪れる観光客を初め、仕事で来られる方がぜひ安心して快適に観光を含めた部分で楽しめるようにということで、施設の充実も含めたところでこの観光条例は設置されているものと私は認識をしております。

ぜひ、今後もそのような観光、交流人口の交流については、市長も今後振興していきたいというふうに言われておりますので、一番そういったインフラの部分については再度、以前の一般質問でトイレの整備も含めて見直しをするということをございましたので、今後研究をしていただきたいと思います。その点について、市長、最後また決意をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 御指摘の点について研究を重ねてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、水産振興については今度、総合計画が来年度から変わる予定になっておりますので、その辺も含めてぜひ検討をいただきたいと、どのように、研究した結果がどうなったかというのは今後もずっと追及してまいりますので、ぜひそれぞれの担当課で横断的に、漁協や体験型も含めて調整をしていただいて、壱岐を訪れる方が快適な観光をしてもらえるような環境づくりにぜひ全力を挙げて努めていただきたいことを強く要請をしまして、私の一般質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時10分とします。

午後 0 時10分休憩

午後 1 時10分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、17番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（17番 瀬戸口和幸君） 市長に2点一般質問をいたします。

まず最初は、農地流動化の対象年齢の引き上げについてでございます。

今、壱岐市では農業振興の一環としてだと思いますが、農地の円滑な規模拡大と、農地の有効利用の促進という意味で、流動化奨励補助金交付事業が実施されております。これの内容としましては、一定の条件を満たす農業者が土地の賃貸の契約を、今の要綱によりますと5年間以上の賃貸権を設定すると、貸すほう、それから借りるほう双方に10アール当たり初年度に1万円が支給されるということになっております。

この要綱は、以前は3年だったようでございますが、それが最近5年に延長されて、改正はされておりますが、今回私がここで質問しますのは、この借り手の年齢に制約がありまして、認定農業者を除いて65歳以下の者となっているということで、この65歳をぜひ年齢を引き上げてはどうかということでございます。

壱岐だけではございませんが、農業に従事する人は高齢化しておりますし、後継者不足等によりまして65歳を過ぎてでも現役としてそれぞれ活躍されておるといこともありますし、そういうことで、ぜひ年はとってそのまま続けたいと、意欲ある人を救う意味も含めまして、ぜひこの対象年齢を65歳以上の方にも意欲の報奨と言った言葉は何ですが、頑張っていたくその意味で、ぜひ拡大してほしいということでございます。

今まで改めて言う何もありませんが、この要綱のねらいとするところからしますと、土地の有効利用、それから、これに付随して、こういうことで推進されますと、非常に問題になっております耕作放棄地等の解消にも寄与するんじゃないかと、それから、もちろんでございますが、最近の農政に対する国の施策等も規模拡大というものも推進しておりますし、ということもあります。だけど最近はまだ違った面も出ておりますが、大きくとらえまして規模拡大に寄与するんじゃないかということでございます。

これに関連しましては、けさほどの5番議員の基幹産業の振興のためにということで市長の答弁の中にもありましたように、将来的な農業の情勢としては流動化というのは避けて通れない、ぜひ推進すべき問題じゃないかということも上げられました。

それも踏まえることもありますし、私も昨年から農業委員会に席を置いておりますが、農業委員32名のたつての要望でもあります。それで別のルートで要望書も、32名の連名で要望が出ておるとお思いますので、ぜひ前向きに流動化補助金事業の年齢の引き上げについて、今の時点で市長がどうお考えか見解を伺いたいと思います。

議長（牧永 護君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 17番議員、瀬戸口和幸議員の御質問にお答えをいたします。

農地流動化の対象年齢の引き上げについてということでございます。この御質問につきまして、以前にも議会で御質問をいただいたところでございますが、現在対象年齢を65歳以下の者としているものを、農地の有効活用と耕作放棄地の防止を目的に引き上げるべきとの趣旨であると思っておりますけれども、御承知のとおり本市の財政は大変厳しく、一般財源で農地流動化補助金として年間2,700万円を支出しております。

金額だけで申し上げますと、対象年齢の引き上げを行うことは厳しい現実でございますけれども、農業委員会から、先ほど議員仰せのように5月25日付で提出された要望書及び本市農業の置かれている諸問題、農業者の高齢化、あるいは後継者不足、耕作放棄地の増加等に対し、本補助事業の効果が高いということは十分承知をしておるところでございます。

あわせて、現在までの事業の効果、対象年齢を引き上げることによる効果等を検証したいと思っております。その後に対象者交付要件等を抜本的に見直し、この補助金制度を効果あるものにすることにより、本市農業の発展を図っていきたいと考えておるところでございます。というようなことで、見直しを行いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 一応市長の見解としては、効果のほうを検証して見直したいということで、前向きに御解答をいただきましてありがとうございます。

ということは、昨年21年度の状況をチェックしてみますと、65歳超で補助金を受けられなかった人が15名おるということで、その金額としては約37万円ということでございます。これが見直されますとまたふえる可能性もありますが、2,000何百万円のうちの30何万円でございまして、そう大した金じゃないと思われまして、ぜひそういう意味で見直ししていただいて、よろしく御検討をいただきたいと思っております。

これで、私も安心して今月の25日の農業委員会に顔を出すことができます。もしできなかったらどうしようかと思ってちょっと何しておりましたが、余談になりますが、よろしく願います。

以上で、第1項目めを終わります。

次は、有害鳥獣対策についてということでございます。

これについては、皆さん御存じのとおり一番問題になるのが台湾リスです。この関係で非常に困っているという状況にあるかと思えます。これについては年間約900万円ぐらいで、平成15年ぐらいから合併前の旧勝本町で対処されているということで、実際累計してみますと約5,000万円近くになるようでございます。

これについてもですが、そのほか有害鳥獣については、カラス駆除についても年間約380万円ぐらい計上して、実績として二百五、六十万円毎年何していると思えます。これもずっと定年的に結構つき込んでおりますので、何千万円になるかと思えます。

それで、私いつから、これを疑問に思っていたのは、平成15年に勝本を対処するとき、どうしてこれに対して一民間業者がリス園等を開園して、そのまま放置して、それがもとになっているわけなんですけど、なぜそのとき損害賠償的な何は請求できなかったかということが疑問にずっと思っておったわけなんです。

その当時、これに対する規制的な条例等がなかったもので、それをとがめる何もなかったのかなというので思っております。それについてもし、どうしてできなかったかという理由がわかりますれば紹介してもらいたいと思えます。

今、吉崎市でこの有害鳥獣として対処しているのはリスとカラスが主だと思いますが、先ほど昼間雑談で話しましたところ、ある議員から渡良の三島ではタヌキが非常にばびこって困っているという状況だそうでございます。これもいろいろ、えさのある所にはタヌキは何することだから、住民としても責任があるかと思うんですが、それも一つの問題だと思います。

ということで、この有害鳥獣の候補として上がるのが一番どういうのがあるかと言いますと、イノシシとかシカとかアライグマとか、そのほかサルとか、それから、水中ものではブラックバス、これ等があると思うんですが、今全国的にいろいろこの有害鳥獣という何で拾ってみますと、イノシシについては日本各地でいろいろ問題になっております。

それから、シカについては日本シカが屋久島とか霧島とか、それから日光の国立公園ということで、そこらの木とかなんとかを新芽を何するし、皮をはぐしということで、それをやることによって生育がとまって枯れてしまうということもあります。それから、江戸シカになりますと北海道の知床半島です。同じような状況だそうでございます。

それから、アライグマ、これはもともと日本の在来種じゃありませんけども、ペット的に飼ったやつはそのうちみんな放り出して、今問題になっておりますのは、奈良とか京都の文化財が結構荒らされる、お寺とか、つめ傷や何が入っているということだそうでございます。

それから、鳥もムクドリだったか、名前は忘れましたが、山口市の瑠璃光寺の五重塔に穴があ

けられたということも聞いております。それから、サルについても必要以上にふえたところで被害が出ておるといことです。ブラックバスについても非常に沼とか湖の生態系を壊されているといことです。

そのほかに、皆さん一番御存じの沖縄のマンガースです。マンガースの場合は、ハブの天敵として飼われたのが結局裏目に出たということもあるかと思うんですが、そういう面で、いろいろ全国の何がありますので、今のところ、先ほどから申し上げますように、壱岐の場合はリスとカラスとタヌキをつけ加え何とかありますが、先ほどから申し上げますように、リスについては年間累計で5,000万円ぐらいつぎ込んでいると、カラスについても同じで鳥獣被害防止対策協議会等をお願いしてやっておりますが。

リスについては最近減ったのかという何もありますが、その後私も聞いておりませんが、一時は非常にはびこって困ったということになってはいますが、少しはおさまったのかということもありますが、それはそれとして、それには従来どおり絶滅に向けて対処していかなきゃいかんと思いますが、一番私たち、今から入ってくる、先ほどからイノシシとかシカとかアライグマとか、そのほかの何が入ってこないように規制すべきじゃないかといことです。

ということは、規制してということなら、ある程度条例をつくらないと、リスが入ってきたときに損害賠償等ができなかった根拠は何か私もわかりませんが、条例があつたらそれなりの何で強く出られたんじゃないかと思っておるものですから、ぜひ条例等をつくって規制をして、その条例の中にはそういうのが無断で持ち込まれて、被害等が出た場合には、その持ち込んだ人に対して過料を科すとか、賠償を求めるとかという何まで含んだので考えるべきだと思っております。

そういうことで、これに対して市長どうお考えか、見解を伺いたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 瀬戸口和幸議員の有害鳥獣についての御質問にお答えをいたします。

農作物での被害を及ぼすと思われるイノシシなどの島内の持ち込み、飼育等を規制して持ち込み等による被害が発生した場合には、それに対する補償、あるいは損害賠償要求施策を講じた条例を制定すべきではないかといこととでございます。

議員おっしゃるように、やはり外来種と在来種がでございます。台湾リスは外来種だと、こう思っておるわけでございますけれども、農地、林地の荒廃等を背景にイノシシの生息域が拡大して全国的に被害も拡大しております。各自治体はその対策に苦慮しているのが現状でございます。

幸いイノシシは壱岐市には生息をいたしておりませんが、生息しておりますと農業に被害を及ぼしていることは明白でございます。

議員御指摘のとおり、持ち込み、飼育等を規制することは重要と思っておりますけれども、条例を制

定して、外来種については私は国内に持ち込むこと自体をやっぱり国がやるべきだと、こう思うとるわけですね。

在来種については、日本におけるわけですからいろいろ問題があると思いますけども、その条例が制定できるのかということも、今のところ、まだ私はできるかできないか、その辺もまだ不明でございます。しかし条例を制定をいたしますと、その条例をつくっただけではやっぱりいかんと思います。やっぱりそれを遵守させるために、港あるいは空港等での監視をどうするのかといったことまで考えて、新しい条例をやっぱりつくらないかんと思っておりますし、それが可能か否かということでございます。

また、特定外来生物を規制するために、条例化した市町村はございます。国内にございますけれども、罰則規定は上位法に委ねているというのがほとんどでございます。ちなみに、特定外来生物を持ち込んだということだけでは罪にはなりません。野外に放たれた場合ということで罰則がございまして。個人の場合は懲役3年以下、もしくは300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金となっておりますのでございます。

そこで、やはり罰則を議員御指摘の補償あるいは損害賠償までの要求施策を講じた条例ということになりますと、やはり私は罰則はこの上位法がございまして。それと、刑法等の兼ね合いもございまして、そこまで条例化できるのかなという気持もございまして。

いずれにしても、この有害鳥獣対策については、今、台湾リスのことをおっしゃいました。当時のことはどうだったかということでございますけど、当時のことは不明でございますけど、私は恐らくこれほどまでにあの可愛いリスが被害を及ぼすのかということをお島内の皆さん認識をされておらなかったと、思っております。なかなか明確な答弁になっておりませんが、申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 台湾リスの、当時、平成15年前後、勝本町と何と、それから壱岐の皆さんの感覚として、今、市長の言われたとおりで、あんな可愛いなんがあれだけ被害を及ぼすとは思ってなかった。その点、だまされたということになるかと思うんですが。それだから、だけど、もう実際被害が出たから対処をしなければいかん。これはもう仕方ないと思います。

ただ、先ほど市長の答弁の中で、外来種については国、上位であったらということなんですけど、先ほどから申し上げましたように、アライグマとか何とか国では持ち込むことはOKになってるんですね。あれを飼った人がもう要らんようになったから放したり何かする。ということは、国で、上位で認めとったら壱岐にも入ってくる。もうそのまま入ってくることになるわけですね。それをまた1つ、ガードしたらどうかというんですね。そういうことです。

それから、あと罰則等のことも言われましたが、確かに水際で何とかというのがありますけど、それは国とか何とか税関とか何とか、動物検疫所とか何とかあるんですが、それまではなんだけど、市民にみんなに有害鳥獣等を持ち込んだら、だめですよ。持ち込んだらこういう罰則がありますよということをしめるとい、言葉悪いですが、PRすると、啓蒙するという意味も含んでいるんですね。

過料とか罰則とかは別にしまして、それはできれば幸いですけど、ぜひ検討していただいて、特にイノシシの被害については皆さん御存じだと思います。各地でいろんな何で、農作物が被害を受けてるということで、一番今問題になっております口蹄疫の何もイノシシは対象になっておるわけですね。もし、イノシシ等が何してあれば、もって壱岐中を走り回るともう、すべて、何ですか、前言った鳥が媒介する何だったですかね。鳥インフル、あれと同じような、どうしようもなくなるということもありますので、そういう意味からも、ぜひ最小限、規制する。

もし過料等、罰則等できれば、それまで含めた何で、市民みんなに周知、注意してもらいたいという意味、幸いにして壱岐は島国でございますので、島ですので、そのガードはみんながそれなりの注意すればよそから入ってくるのは非常にシャットアウトしやすいんじゃないかと思えます。そういう面で、ぜひ進めていただきたいと思えます。そういうことで、先ほど、市長が一応検討しますということでしたので、あらゆる面からよろしく。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 検討すると言いましたかね。（笑声）いや、検討するとは言ってないと思えますが（「あ、そうですか」と呼ぶ者あり）はい、これはですね、どうかなということはいましたけど。

この問題については、ここでやりますとか、やりませんか、条例制定しますとかじゃなくて、非常にさっき言いますように、条例をすれば、やっぱり実効性のある条例でないとはつまんと思うわけですね。さっき言われるように、そういった罰則があるんだよとこういうをしめするためとか、そういうことで私は条例をつくれんと思っております。

やはり条例をつくったら、やっぱり実効性のあることをしなきゃいかんと思っておりますから、この問題につきましては、ぜひ議員さんをお願いしたいのは、難しい問題はらんでおりますから常任委員会で検討していただきたいと思えます。私も勉強いたしますけど、常任委員会でひとつ勉強していただけないでしょうか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） まあ、先ほどの市長の答弁では、それ抜きに、私いいほうにと

ったかもしれませんが、何か前向きみたいに受けとったもんですからね。

だけど、申しますように、何せそういう有害鳥獣、特に一番怖いのはイノシシと言いましたけどね。あれを持ち込んだら大変になったということを皆さんに周知していただく意味からも、こういう条例がある、できた、これ狙いはこれだということを周知していただく。そして、みんな注意をしてもらおうという意味からも、ぜひということで申し上げたわけですね。

確かに、常任委員会で検討してくれということでございますが、委員長等も相談しまして、委員もどういふ見解を持ってるかということもあります。

だけど、執行部のほうでもぜひ検討していただきたいと思います。委員会、私たちに任せるんじゃないくて、はい。そうすることは、これいろいろな私たちが提案することなして、委員会で検討するよって、今まで初めての市長の答弁だと思いますので、本当に私たち受けていいのかどうか、ちょっと皆さんとも検討したいと思いますが、ただここで言えることは、私たちもそれは全然否定はしませんけど、執行部としてもぜひそういう恐れ、地がついたときは何してということを進めていただきたいと思います。

そういうことで、大分時間を残しましたけど、以上で私の2項目にわたる質問を終わります。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） 次に、11番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

議員（11番 中村出征雄君） 我が国経済は、依然、厳しい状況が続いております。

国政においては、鳩山首相の辞任に伴い新しい菅内閣が一昨日発足し、経済、財政、社会保障を立て直し、最小不幸社会を目指す考えを表明されており、今後、新内閣の政策に大いに期待をするところであります。

それでは、通告に従い、大きくは2点、7項目について白川市長並びに須藤教育長にお尋ねをいたします。

質問の1点目、一支国博物館の来館者状況及び今後の対策、入館料等についてであります。

壱岐市においても、基幹産業である第一次産業の低迷で依然と厳しい経済状況であり、市勢浮揚を図るには第一次産業の農業、漁業の振興はもちろんのことではありますが、長崎県の基幹産業である観光振興により交流人口の拡大を図ることが最も不可欠であると私は思います。

そうした観点から次の4項目について市長及び教育長にお尋ねをいたします。

（1）一支国博物館の来館者の状況であります。市長の行政報告では、一支国博物館について3月14日オープン以来、順調に推移し、5月末現在で4万4,496人と予想を上回る皆さ

んに御来館いただいておりますとの報告でありましたが、島内・島外来館者数及び有料来館者の状況については一部島内新聞でも報道がなされておりましたが、どのような状況になっているのか、改めてお尋ねをいたします。

また、私も年間パスポートを持っておりますが、現在、何名の方が取得されているのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に(2)についてであります。私も5月7日、地元の老人会、30数名の団体で博物館の研修に行きましたが、ボランティアの案内者の方が一生懸命説明をいただいたときの状況であります。残念ながら、肉声のために説明が聞こえるのはごく近くにおられる方のみであるとの意見がありました。ぜひともハンドマイク等を使用して、見に行った方がはっきり聞こえるように説明されたいと思います。どのようにお考えかをお尋ねをいたします。

次に(3)でございますが、博物館の入場料についてであります。先ほども申し上げたとおり、吉岐市においては観光振興によって交流人口の拡大を図ることが至上命題であります。本市の近年の観光事業においても、観光客数の著しい減少が続き、厳しい経済情勢で観光を取り巻く情勢は予断を許さない状況となっております。

私が島外あるいは県外等いろんな施設を回ってみた限りでは、施設の入場料を地元の方と地元以外の方を差別しているところはないのではないかと思います。もしそういったところがあれば、お聞かせをいただきたいと思っております。むしろ温泉地の旅館等では、県外の団体のお客さん、例えば30名以上の場合には市で一部宿泊料の助成をするなど優遇しているところがあります。

今のままだと、お客さんを差別するようなところには二度と行きたくない。観光振興の面からも、吉岐市の大きなイメージダウンとなり、今後、入館料については統一すべきと思っております。市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に(4)教育旅行の誘致についてであります。

行政報告では、修学旅行の誘致について、今年は今時点で46校、約5,300人、体験学習を実施する学校を含むとなっているとのことでありますが、そのうちに長崎県内の学校は何校で何人なのかお尋ねをいたします。

また、一支国博物館には県立埋蔵文化財センターも併設をしてあり、県あるいは県教育委員会を通じいろいろとお願いはされていることと思っておりますが、今後なお一層長崎県内の学校等に対して修学旅行の誘致について積極的に推進をすべきではないのか、あわせてお尋ねをします。もし、積極的に推進している例があればお示しを願いたいと思っております。

以上、4項目について市長及び教育長の答弁を求めます。

議長(牧永 護君) 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

市長（白川 博一君） 11番、中村出征雄議員の御質問にお答えいたします。

一支国博物館の来館状況及び今後の対策について、4点の御質問でございます。

まず最初に、平成22年5月末までの一支国博物館への入館者数についての御質問でございます。5月末までの総入館者数は4万4,496人でございます。うち、常設展入館者数、いわゆる有料ゾーンでございますけれども、2万7,355人でございます。

島内入館者数と島外入館者数の割合を見ますと、島内の入館者数が1万2,861人で、47%、島外入館者数が1万4,494人で53%、うち有料入館者数は2万4,289人でございます。また、年間パスポートを取得された方は1,030人でございます。

次に、ハンドマイク等の使用についてでございますけれども、来館者に展示内容が伝わるのが第一であります。ハンドマイクは館内で反響してしまいますので、当該団体以外のお客様も多数あることから基本的には肉声の強弱により十分配慮して実施したいと考えております。

また、大人数にわたるときは、あらかじめ数グループに分かれていただいての案内等もやっているところでございます。

入館料についての御質問でございますけれども、市の規則で指定管理者の提案を受けて市が承認することとされております。入館料について、島内・島外を差別せず統一すべきだとの御質問でございますけれども、市民の財産として島内の小中高生を無料とし、一般を300円という島外と比べて100円安い料金設定をしております。

また、島民の方々に特別に何度も足を運んでいただくよう年間パスポートを1,000円で用意いたしておるところでございます。博物館の成功は、市民の方に愛され支持されることが基本と考えております。御理解をお願いいたしたいと思っております。

なお、島外と島内とを差別をした入場料をとっておるところについては、調査をいたしておりません。

4番目に教育旅行のうち、長崎県内の学校は現時点で12校748人でございます。昨年は14校、831人でございますが、今年度から長崎県と自治体が共同で補助する島への修学旅行補助金が制度改正により補助金額が減額となった状況の中では、健闘しているものと考えておるところでございます。

教育旅行の誘致につきましては、長崎県観光連盟が主催する重点地区学校訪問等に市担当職員も参加し、昨年は中国、関西、中部、東海地方の学校訪問を行ったところでございます。

また、旅行社訪問や学校・旅行社を対象とするモニターツアーなども県と共同で随時開催しており、この夏には大阪府、私立の中学、高等学校の校長先生、教頭先生方の研修先として壱岐市が誘致に成功しているところでございます。

今後とも、長崎県並びに長崎県観光連盟、壱岐体験型観光受入協議会と壱岐市が緊密に連携を

図りながら、1校でも多くの学校を誘致し交流人口の拡大に努めてまいる所存でございます。

なお、議員各位に初日にお渡しいたしました教育旅行6月号において、その紙面ほとんどを吉岐市の情報が見られております。私も、この春、その発行元であります日本修学旅行協会の川上理事長、中野部長さんと会談を持ちまして、ぜひ吉岐のことを大きくPRしてくださいとお願いをしたところでございます。その冊子につきましては、全国で3万部発行されておまして、全国のほとんどの中学校に配付をされておると聞いておるところでございます。

長崎県内からの教育旅行については把握をしていません。済みません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 11番、中村出征雄議員にお答えをいたします。

一支国博物館の昨日現在の入館者数が、4万7,796人になっております。

それと、年間パスポート、これ1,030人でございますが、私を初め島内の各学校の校長、教頭先生にも1枚ずつ買ってもらっております。

それと、館内でのハンドマイクの使用についてでございますが、ハンドマイクを使ったことがございました。しかし、複数の団体が入館されておられますときは非常に聞き苦しい状況になるものですから、今のところ、小グループに分かれてもらって説明をさせていただくという動きを基本的なものにいたしております。

それと、特に入館者の方が密集いたしますのは、ビューシアターをご覧になって、その後、少し暗い廊下を下がって時代を古くさかのぼるスペースがございます。そこが一番、集団がまとまっておるところでございます。その後、古墳時代になりますとこの集団がややばらけてまいります。そのときに、各場所にガイドさんに立っていただいております。そこでの個別説明という手も使わせていただいております。

やはり館内に入られまして、説明を受けられるというのが一番わかりやすいと思っておりますので、基本的には小グループの人々に対しまして肉声での説明ということは今後も心がけていきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村議員。

議員（11番 中村出征雄君） 今、先ほどの市長の答弁ですが、ハンドマイクについては響くからということですが、何かもう少しハンドマイクじゃなくて、ある程度低く反響しないような手もあれば、はっきり申し上げて30人いて、本当に肉声の場合、脇にいらっしゃる4、5名し

か聞こえないという苦情でした、先般行ったときには。

そして、老人会等で他の団体も行かれた方からもそういった意見を私は多く聞いておりますので、今後検討していただければと思います。

それから、入場料の件ですが、今後は吉岐観光の振興を図るためにはどうしても一支国博物館、あるいは県立埋蔵文化財センターの開館を契機に原の辻の遺跡を核とした市内の貴重な歴史資産等、豊かな自然景観を生かした魅力を島外に情報発信し、交流人口を図ることが最も大切であります。

そのためには、私はやはり先ほど島内の方には100円引いておりますが、私は観光の振興上、市が助成してでも、やはり私は統一すべきという考えを持っておりますが、本当に島外から来て、何か島内の人と入場料が、金額的には100円であります、差別をされたような感じをお持ちだと思います。

そして、島外に行っても、そういった島内とそこの地区の方とよそから来た方に差をつけておるといふところは、私は本当に今まであちこち行かして差別をしたところは本当に見たことがありません。

最初、議会に説明されるときでも入館料は300円ということですが、さっきおっしゃったようにもちろん、条例を制定されたときには私たち議員も当然そのときにいろいろ意見を述べるべきだと思いますが、はっきり申し上げて、島内・島外の来館者の差別についてはその後でいろいろ同僚の議員あたりと話すときには、何かおかしいということは皆さん、私は同じ気持ちではなからうかと思えます。

その点については、また再度、検討の余地が全く、今後ですよ、検討の余地がないのかどうか改めてお聞きをしたいと思えます。

それから、今、修学旅行の誘致拡大について、やはり吉岐の観光にとっても私は最も重要であると思えます。学生の方が学校を卒業されて、そしてまた成人になり、そしてまた御結婚されて夫婦あるいは家族で再度吉岐においでになるということが、一番、私は今後の観光からしますと大切なことだと思います。

そういったことで、修学旅行の場合、いろいろ民宿等でもいろんな計画をされているようですが、吉岐の思い出に残るような、例えば修学旅行の記念植樹ができる思い出の森とか、そういったこと等が考えられないのかどうか。さっきの入場料と今の2点について再度市長の考えをお聞きしたいと思えます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 入場料金につきましては、もう一度、全国的に差をつけているところが

あるかないか調査いたしまして、皆無であれば、やっぱり考えないかんとします。

しかしながら、例えば皆無であったとしましても、きのうのきょうでございますから、すぐに改正ということにならないと思いますし、そのことによる指定管理者への損失補てん、いわゆる1年間、例えば通して何人外から来られたのか、そしてそれに100円掛けたとき幾らうちが損失補てんせないかんか、その辺の金額のこともございます。したがって、少なくとも、ここ1年間はこのままでお願いいたしたいと思っておるところでございます。

それから、思い出に残る施設というのはわかりますが、(「植樹」と呼ぶ者あり)記念植樹、それはこちらから、記念植樹の件でございますけれども、こちらから苗木を用意するという意味でしょうか。(「まあ、それも含めて今後検討できないかということ」と呼ぶ者あり)わかりました。

済みません。修学旅行、教育旅行等で来られて、ああ、ここにこの木を植えておった。将来、結婚をして、あのとき植えた木はどうなっておるだろうかということでお見えになる。その効果は、私はやっぱりあると思いますね。ですから、ひとつ、どういう方向でやれるかは別にいたしまして、検討させていただきたいと思います。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

議長(牧永 護君) 中村議員。

議員(11番 中村出征雄君) ぜひとも、記念植樹については今後検討するということですから、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、入場料についても、条例つくったばかりですから、こら1年間はやむを得ないと思いますが、他町の状況を十分調査されて、私はできることならぜひ1年後でも結構ですから同じ料金に統一をしていただきたいと思います。

そしてやはり、今、島内の方の団体で行った場合はもちろん100円安いから団体割引はされてないのは十分私も理解しとりますが、どこに行っても団体で行って割引制度のないところはこれもまたほかにはないようでございますので、ぜひ私は統一したあかつきにはやはり団体割引についてもぜひ今後、御検討していただきたいと思います。

一応、1点目については終わりたいと思います。

次に質問の2点目、石田葉たばこ取扱所跡地利用及び土地の取得について、3項目についてお尋ねをいたします。

(1)の跡地利用についてであります。壱岐農業の基幹作物であります葉たばこ取扱所、石田町の印通寺浦字目坂472番地、1,730平方メートル、これマリンパル壱岐の西側でございますが、昭和42年に旧石田村でしたかね、その当時は、村が日本専売公社に譲渡し、同年度から昨年度まで43年間、葉たばこ取扱所として利用されてこられました。今年度より葉たば

こ取扱所は廃止となって、農家の方々が直接、熊本まで運搬されるようになっております。石田町の商店連盟等でも、今後この跡地について石田町の商店街活性化のために何とか利用できないかという検討がなされようとしておりますが、跡地利用について壱岐市としての何らかのお考えがないのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に(2)葉たばこ取扱所跡地の取得についてであります。日本専売公社に譲渡した土地は公社の民営化に伴い、昭和60年6月27日に現在の日本たばこ産業株式会社の所有となっておりますが、将来の石田町商店街活性化あるいはその他の目的のために壱岐市が買い戻す考えはないのか、お尋ねをいたします。

次に(3)についてであります。葉たばこ取扱所跡地の現在の固定資産税の評価額及び昭和42年、旧石田村が日本専売公社に譲渡したときの譲渡価格について、もし調べておられて、わかればお尋ねをいたします。

以上、3項目について市長の答弁を求めます。

議長(牧永 護君) 白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

議長(牧永 護君) 中村議員の2番目の質問でございます。石田葉たばこ取扱所跡地利用及び土地の取得についてということでございます。

第1点目の跡地利用について壱岐市としての考えは今ないのかということでございますが、跡地利用及び土地取得についてでございますが、中村議員が言われますように、石田葉たばこ取扱所は昭和42年8月に旧石田村から当時の日本専売公社に譲渡がなされております。

今日まで葉たばこ農家の方々に43年間にわたって利用されてまいりましたが、平成21年10月27日の取り扱いを最後に、石田葉たばこ取扱所が閉鎖となっております。平成22年取り扱い分からは熊本の九州リーフセンターに一元化されることになっております。

跡地の利用計画につきましては、国道に面した立地条件に恵まれた土地でございますが、市といたしましては、開発方針、計画が現時点でございません。民間での活用を期待をしたいと思っております。現在、壱岐市におきましては遊休地の処分を進めているところであります。行政目的が具体化しておりません普通財産の取得は考えていないところでございます。

御参考までに、日本たばこ産業株式会社から平成22年5月13日付不動産の売却案内及び購入希望の有無について照会がっております。土地面積1,654.19平方メートル、建物床面積753.28平方メートルでございますが、現時点では購入予定なしで回答したいと思っております。

これらの買い戻しの予定はないかということでございますけれども、先ほど申しますように、当該跡地はもとより、印通寺地区の街中活性化基本計画策定について、委員会発足に向け石田町

商店連盟を中心に動かれているところでございます。

この計画事業は、県市補助があるものの民間負担を要するために、関係者の同意のもとに策定する必要がございます。このため、当該跡地の利用についても、商店街施設として計画策定するならば地元商店もしくは施設運営者の総意が必要と考えます。回答する時間も限られておりますけれども、現在のところ具体的な計画が出ておりませんので、跡地の買い戻しは今のところ控えたいと思っている次第でございます。

昭和42年8月9日の契約文書がございました。当時と面積少し違っておりますけれども、昭和42年に旧石田町が日本専売公社に譲渡したときの譲渡価格についてでございますけれども、不動産売買契約を昭和42年8月9日に日本専売公社福岡地方局長諏訪小一郎と石田村長横山孝雄との間で売買契約を締結しておりまして、所有権移転を行っております。

土地面積、雑種地、1,730.59、これは少し県道拡幅などで今減っておるものと思われまます。譲渡価格523万5,000円、平方メートル当たり3,025円、坪当たり1万円ということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村議員。

議員（11番 中村出征雄君） 市としての考え方については理解をいたしました。

参考までに申し上げますが、ミカンの選果場跡地については旧石田町で検討の結果、現在のマリナル壱岐、石田町商店街活性化のために地域総合整備事業債を活用して現在のマリナル壱岐が建設をされております。

現在の会員は、農家の方あるいは漁師の方、商店、そのほかの方々105名の方が現在は出品をされて、年間延べ20万人の集客で2億円以上の売り上げとなっており、本当に石田町の皆さんも喜ばれているところであります。

月1回の休みのときには、正直申し上げて、人通りも少なく、活気がなく寂しいような状況であります。

この土地についても旧石田村が昭和43年に壱岐市農協へ譲渡して、選果場の廃止後、平成5年の4月に旧石田町が壱岐市農協から買い戻して今のマリナル壱岐ができたということをここで申し上げておきたいと思っております。

葉たばこ取扱所の跡地については、先ほど市長がおっしゃったように今のところ市では計画はないということですが、これからいろいろ地元の商店街の方々が共同でぜひとも取得したいと言われたときに、やはり民間企業ですから当然競売されることと思っておりますが、やはり地方公共団体から葉たばこ取扱所として43年間利用されておるわけですから、何らかの日本たばこ産業としても、もし市が買うとなれば先ほど申された523万5,000円ですが、恐らく競売とな

るとかなりの高値で取得しなければならないと思います。

そうした場合、地元の商店街の方々がぜひとも取得したいと、そういう話があった場合に苓崎市がたばこ産業との間に入って仲介をされるお考えがあるかないか、それともし固定資産税の評価額、わかってなければ結構ですが、もしわかってあれば、この2点について再度お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど申しますように非常に便利のいいところでございます、評価額もそれなりでございます。先ほど、税の執務提要では評価額等は言うべきじゃないということあるんですけど、単位で申しますとわかりますので大体単位を申します。

平米単価はあそこで2万140円でございます。2万円を超しております。そうしますと、先ほど言いました面積を掛けますとかなりの金額になります。そこでまあ、このことを申し上げて、あとの商店街との、もしかたということは返事を控えさせていただきたいと思っております。仲介するかどうかということは、その時点で考えたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中村議員。

議員（11番 中村出征雄君） ぜひとも、もし商店連盟の方等が今後ぜひとも買いたいというような話になれば、今後十分関係者の方々と話し合いをしていただいて、ぜひとも御要望にこたえる形で今後検討していただくことを要望して私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、中村出征雄議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩します。

再開を14時20分とします。

午後2時11分休憩

午後2時20分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） 市長、きょうは通告順に従って、1、2、3、そのまま質問しますが、これはちょっと、1と3に関連するんですけどねえ、市長にちょっとぜひ後でこれ1番質問した後、答えてもらいたいと思っておりますけど、非常に財政が厳しいちゅうのはもちろん僕も承知しております。壱岐市はですよ。

僕はびっくりしたんですけどねえ、長崎県の基金残高は全国で5番目なんですよ。東京、大阪、愛知、埼玉、そのあとは長崎県なんです。1,300億円、基金があります。僕は、この基金を見とって、県民所得は全国で44位、財政力指数は0.31、全国きっての貧乏県が何でここまで基金を積み上げることができたのかと思って、正直言って不思議な気がしよとです。

これ、県の自分たちの財政改革だけでやっとならなかつたら、ようやっとならなかつたら僕は思いますけれども、片一方で今度の航空会社の負担を新たに求めたりとか、さっき市長は島への、離島への修学旅行の補助金まで県がカットしとるち言いましたけど、本来県がやらないかん経費を地方自治体に壱岐とか対馬とか、五島とか、そんな離島を僕は搾取しよとじゃないかと。それで、我がとこだけはいっぱい今度金をとって、県民所得、だれも金持ちになつたらんと。こういうこの基金の、別に基金があることは別に悪いことじゃないとですよ。

ただ、今回、県庁舎の建てかえもあります。380億円、この前、実はちょっと地元の県議と話したら、議会棟までつくるちゅうんですよね。町田議員、これ壱岐市議会で反対してくれんやろうかちゅうて言われまして、まあ市長の立場として、議会棟の建設までにどうのこうのちゅうのはちょっと答弁できんと思っておりますけどね、この県が1,300億円近い基金を持つと、すぐこういうことをやりたがる。

僕は、この前、意見書が、パブリックコメントを書く、提出する欄がありましたので、民のかまどちゅう言葉があるんですよ、仁徳天皇が昔、皇居を作ろうかというときに民のかまどをみたら非常に煙が立ってないと。ということで皇居の造営を延期して、そして、その後しばらくしてから民の煙を見て、ああ少しは豊かになったというんで改めて皇居の造営に取りかかったという話もあります。僕はもうこのもし、これ僕きょう質問の全部資料はこれ平成22年2月、長崎県が出してある「夢を持てるふるさとづくり」ちゅうこの資料を全部ちょっとずうっと詳しく読みました。

そして、まあ、県も結構、努力されてます。壱岐市よりも、ある面においては努力、特に人件費のカット分については、例えば6級の職が60何%から3%ぐらいまで減らしてあります。人件費のカット分については、非常に県も努力されておるのわかります。ただし、1,300億円の基金がこの時代、ここに今あるということ自体が僕は片一方で市町村の本来、県がやらないかんことを市町村のしわ寄せしよとじゃないかと、県から派遣されとる理事もおるんで、あれなんですけども（笑声）、そういう懸念をちょっと持ったんですよ。これ読みよつてですね。こん中

で壱岐はほとんど載ってないんです。正直言って。特に、医療圏とか何とかになって、話になったら、医師の確保対策とかだったら、壱岐なんか全く登場してません。

それで、本題に戻ります。それで、この本によると、平成20年度の住民1人当たりの行政経費は、対馬市が82万円です、その次、高いとが、13市の中では壱岐市が74万円で2番目に高いです。

もちろん、行政経費ですから、単年度に限って言えば大きな事業とかあれば行政経費は跳ね上がります。だから、平成22年、これは20年度の分しかないんでちょっと質問しにくいんですけども、また一方、壱岐市の市長、財政厳しいと言われますけど、地方債残高とか、1人当たりの地方債残高とか、経常収支比率とか、実質公債比率、それから起債制限比率なんかは壱岐市が1番ですよ、長崎県で、10.4%ですから。一方で非常に優等生的な財政状況にもあるんですけども、僕は国の政治の状況が非常に不透明な状況だと言うけれども、国も財政に関してはもう待たなしたんですよ。これは、国が今後、補助金を自治体にふやしたりとか、そういうことはもちろん一切ありません。

それで、ことしの予算書の中にも市長、一番最後のページに今後の普通交付税の減少分と、公債比率の分との表が平成35年ぐらいまでずっと出されてました。非常に財政は今から少しずつ厳しくはなっています。

それで、今のうちに、質問趣意は5年間ぐらいの財政計画のまずマスタープランをぜひつくってもらいたいと、「財政が厳しい、厳しい」と言うだけでは、これなかなか正直言って私たちも本当に厳しいのかと、本当に厳しいんだったらこんな予算書はないだろうとかいうのがいつもあるので、ぜひ再建のマスタープランをつくってもらいたいと。

それで、なぜかという、実は一番長崎県下で財政状況が飛びぬけて悪いのがこれはもう対馬市です。対馬市は、平成19年にこの財政改善計画をつくってます。中期経営計画ですね。それから別に対馬の場合は、自分の所管でもあるんですが、養護老人ホームの改革ですね、行政経費が非常に負担が多いということで、こういうのもつくってます。

ぜひ、今後5年間ぐらいにわたって、これは市長の公約でもあります。ぜひ、5年間ぐらいの財政再建プログラム、集中プログラムをぜひつくってもらいたい。そして、5年後、1年後にはこうなると、まるで数値化、これ長崎県のやつもずっと数値化してますし、対馬の分も数値化してます。現実には、このとおり行ってないちゅうて聞いてますけれども。

それで、ちょっと質問のまず1点目ですね。平成20年度の行政経費の高さは、この年度だけの特殊な要因だったのかどうか、なんせ対馬が82万円で、壱岐市が74万円ちゅうのはこれはやっぱり、普通、行政経費は人口がもちろん少なかったら行政経費は、1人当たりの行政経費は飛び抜けて高くなりますけども、それでもちょっとやっぱりほかのところと比べてもやっぱり高

いですよね。それで、これ20年度だけの特殊要因なのかどうか、まずその1点目です。

それから、市長は1年前に僕が質問したときに、4年の任期中に経常収支比率をまず、できたらもう自分の目標としては80%台にしたいということをおっしゃってましたが、もうその後、数値の改善は見られるのかどうか。これ2番目です。

それから、3番目に、これはきょうすぐ答えは出せんと思いますけども、僕は今の分庁方式を、正直言ってもうそろそろ見直す時期にあるんじゃないかと。僕の理想は、これも僕は何回も言ってますが、1庁舎でその分、住民サービスが低下したらいかんから、その周りに出張所を数多くつくれと。多分、八幡も出張所ない、三島も出張所ないですね。今は、例えば住民サービスのほとんどは住民票の取得とか、印鑑証明の取得とか、そんな書類関係がほとんどです。

だから、できたら1本庁舎方式で、出張所を新たに別に新たにしてそんなに例えば漁協の中につくってもいいし、そういった空いてる家の活用とかいうことになったら、ここまでコンピューターが発達したらそげん行政経費がかかると思わないですけども、将来的にはそれも、できたら僕は考えてもらいたい。これは個人的な意見なんで、市長はそれについてどう思われとるかどうかですね。

以上3点、それからついでに答えられるのであれば、市長、長崎県の基金の状況と庁舎建設について、それ以上4点。

議長（牧永 護君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、通告にはございませんでしたけれども、長崎県の基金の1,300億円という、これは金子知事が退任されるあいさつのときに、私はこうして基金を残して健全財政をして去りますと私は財政については自信があると、長崎県の財政を健全化したということをおっしゃって、先ほどの特に職員の人件費も含めたところでお話になっていかれました。

決して、私としては搾取をされたとは思っていないところでございます。搾取じゃなくて、市、町に県が自分のやるべきことをしていなくてそういう基金ができたということではないと思っておるところでございます。

そして、まず住民1人当たりの行政経費が下から2番目は金額として上から2番目だということでございますけれども、これは予算を人口で割ったという数値でございますから、1人当たりの歳出予算が多いということでございます。

したがって、どういうことかと言いますと、事業をたくさんやれば当然、分子が大きくなりますから、原の辻復元整備、あるいは一支国博物館整備事業、廃棄物処理施設、今もろもろの合併特例債を使ってやっております。そういったことで、ここ何年かはこういう状態が続くと思

っておるところでございます。

ちなみに、先ほど議員がおっしゃいました対馬市との比較でございますけれども、正直申し上げて、20年度の決算で申しますと、積立金、地方債残高、起債制限比率、ここまで対馬は最下位でございます。壱岐市は、その中で一番にいい。起債制限比率などは一番大丈夫なところでございます。

それから、財政力指数につきましても、壱岐市は下から3番目ですけど、対馬市が一番下だというようなことで、一概に行政経費が低いから健全化ということにはならないと思っておるところでございます。壱岐は、今のところ、財政については非常に健全であると自負をいたしておるところでございます。

それから、経常収支比率80%にしたいと申し上げました。ことしの経常収支比率は、まだ確定をいたしておりませんが、平成20年度は90.9%でございます。あと一息というところございましたけれども、20年度で言いますと90.9でございます。

そして次に、分庁式はそろそろ考えにやいかんのじゃないかと言われましたけれども、私も基本的には行政の合理化といいますが、分庁式というのは非常に非効率であるということは思っております。ただ、現時点でじゃあ一本化するかというようなことについては、控えさせていただきたいと思っております。

ただ、今度、地域情報が完備されます。町田議員が言われた出張所の云々、そういったことについても方法は抜きにいたしまして、この光ケーブルによる利用というのは私は今までと違った考え方に立つことができるんじゃないかならうかと思っておるところでございます。（「マスタープラン」と呼ぶ者あり）一番大事なところございましたけれども、このマスタープランについては、財政健全化を図るために必要があると認識をしておるところでございます。

先ほど申し上げました行政経費等々のこともございますけれども、これから本市の振興政策、市民サービスに不可欠な事業、今後の生活関連の事業費等が大いに増大をいたします。これら建設を行った施設の維持管理費及び地方債の償還費が増加して厳しい財政運営をしなければならないと推測をいたしております。

低迷する経済状況の中、税収入の減少並びに国の政策動向の不透明な中で財政運営数値目標を掲げにくいところがありますけれども、今後の財政見通しを考えた場合、自主財源に脆弱な本市においては40%を地方交付税に依存している状況でございます。この地方交付税は合併後、11年目の平成26年度から合併算定がえの特例が段々減りまして一本算定となってまいります。5年間は調整減額で交付されますけれども、合併後16年目の平成31年度からは試算で平成21年度と比較した場合、おおむね20億円程度の普通交付税が減額となる見込みでございます。

したがって、中期的な姿勢に立った義務的経費及び経常的経費の抑制を初め、全般的な事

業事務の見直しなどを通じて、さらに健全な財政運営を推進するため、中期的に財政運営指数を策定して財政構造の改革に取り組むことで、壱岐市行財政改革実施計画集中改革プランの中で、本年度の策定期間に掲げております策定に向けて進めてまいります。本年にマスタープランを作成するというごさいます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、この前、金子知事が来られたときに、前知事がおられたときに話したんですけど、金子知事が唯一後悔されとるとが、心残りだと言われたのは、実は国の政策に従って長崎県は先頭をきって今まで79あったやつが20今3ですか、合併したと。一番心残りなのは、合併効果がまだやっぱりあらわれてないと。これがやっぱり唯一自分の心残りだと言われました。

そのために、僕は県の基金も1,300億円もあるとやったら離島振興のために300億円ぐらい使ってもらったら対馬・五島・壱岐に100億円ずつ配ってくれたら、これはもうもろ手挙げて大歓迎というところなんですけど、ここの部分は僕はちょっと市長とは意見が多分違うと思います。

それから、市長、多分、行政経費については僕は多分そう言われるだろうと思ったんですよ。それで、合併前はじゃあどうやったかと思って調べました。石田町が、1人当たりですよ、行政経費、もちろん人口が少ない自治体は行政経費が当然高くなりますが、石田町も75万円です。勝本町も73万円、芦辺町が74万円、郷ノ浦町が以外と55万円です。あとは、これは別に4町の対立をおもつてもないんで、これ負債残高が表が載ってますけど、それは言いませんけれども、実はあんまりかわってないんですよ。

もちろん、事業がこの間、合併してから事業があると言われましたけれども、なぜこの高どまり、僕は正直言って高どまりしと思うんですよ。高いまま、ずっと七十四、五万円前後です。ずっとこの間推移してきとるとです、旧町時代から。郷ノ浦はちょっと低いです。これはもう、どういう理由があったか、僕はちょっとそこまで知りませんので、あれなんですけど、それで、ほかの自治体と比べて実は投資的経費が壱岐市の場合は高いんです。一番高いです、これ投資的経費が。

それで投資的経費が高い理由を、これ多分、財政課長から答弁してもらったほうが、僕は構いませんので、財政課長のほうからぜひ答弁してもらいたいと思います。

行政経費は、かわらんとです。旧町時代からかわってません。合併前から、今の壱岐市の状況もかわってません。なぜ壱岐市が行政経費がこんな対馬に続いて高いというのは僕は、長崎みたいに人口が多いところはそれはわかります。それから、そのところをちょっと教えてください。

ほかは、経常収支比率は市長努力していただいて、もう90.9ですから、もうすぐです。まず第1、あと2年後ですね、ぜひ80%台になるように、長崎県でも経常収支比率が80%台ちゆうのは非常に少ないですから、これぜひ80%台にまず目標としてやってもらいたいと思います。

それから、対馬ですね。財政状況は非常に悪いんですけども、ここ平均の所得は壱岐は197万円です。対馬は226万円もあるそうです、1人当たり。これは僕はおかしいと思いとです、正直言って。

税の徴収率が一番長崎県で最下位ですよ。しかも赤字が一番多い。ところが市民の所得は長崎県の上から、たしか僕、5番目か6番目です。壱岐が197万円のときに対馬は226万円もあるとです。これは何じゃろうかいと思うて、これ文句あるんやったら長崎県のほうの資料のほうに文句言うてもらって構いませんけれども、それからマスタープランはつくられるということなんでぜひお願いします。

あと、そこ補足のところだけ、済みません。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの意見については、財政課長のほうに答えさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 投資的経費が高いのは、まず、投資的経費というのが公共事業等の分でございます。離島、辺地、過疎、もろもろのそういう法適用での事業がなされておること、他の団体よりも投資的経費は非常に高いだろうということは分析等でも出ております。

特に、最近においての合併後においては、先ほど市長が申しましたように、生活関連あるいは地域振興政策等の建設事業が多ございますので投資的経費は上がっております。

以上でございます。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 時間が限られておりますので、ぜひ今度のそのマスタープランをつくられるときには、またできたら、またそれ改めて質問しますので、課長、これ課長からもらった資料について質問してるわけですから（笑声）、一つ一つ、投資的経費の中身について質問していきますんで。

それで2番目ですね、市長、これ実は、これは実体験ということもないんですけども、私の瀬

戸のほうで実はこのような事態がありまして、1年前に小金丸議員が「壱岐市の火葬料金は県下で一番高い」と、何とかこれを国保で還付できる範囲内にほかの自治体の状況を見たらそうだと。「何とかできんか」と言うて、市長もたしかあのときは「前向きに検討する」か、「検討する」だったと思うんですが、その後、何のナシのつづてなんで（笑声）「もう一度やってくれ」と言うて頼まれてまして（笑声）、これ理事に聞いたら大体年間10人ぐらいたと言われるんですよ。火葬条例によったら、確かに市外者の利用の場合は2割、島民よりも高くなっております。

ただし、やっぱり壱岐で火葬を利用するというのは、今から僕はこれこういったケース結構ふえるんじゃないかと思うんですよ。例えば息子が福岡におって、もう壱岐で独居でもうこれはやおいかんということになって息子が引き取るから住民票を向こうにやると。ただし、お墓とか菩提寺はこっちにあるから、福岡ぐらいたったら、もしお亡くなりになったらそのまま車で遺体をこちらへ運んできて壱岐で火葬をされるというケースは、ふえることはあっても減ることはないと思います。

僕はこういうケースは今からふえていくと思うんですが、そのときにやっぱり遺族感情の問題として、今まで税金ば払うとると。壱岐市のために。そして菩提寺も墓もこっちにあるんやと。まして今ごろはふるさと納税ということで、じゃんじゃん市外に住んどる人に積極的に壱岐市に納税してくれとお願いしとる立場でありながら、いざ死んだときに焼却場、焼却というのが知らん（笑声）火葬料が2割増ちゅうような、どう考えても納得できんと言われまして、これはもうぜひ白川市長に伝えてくれということでありました。

市長、さっき瀬戸口議員に委員会のほうで検討してくれということだったんで、これ多分、所管が厚生委員会になるんだったら（笑声）すぐ結論出させていただきますんで、ぜひ答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの火葬場の壱岐市以外の方の2割増しということでございますけれども、感情を抑えて申し上げます。

確かに壱岐にゆかりの方がこちらに来られるというのが多いわけでございますが、確かに年間10程度のレアケースでございます。現在、市においては壱岐市立壱岐葬斎場条例によりまして、住民票で市内居住者と市外居住者に区分して使用料を徴収しております。

市内居住者の使用料の額でございますけど、大人で2万2,000円、これについては先ほどおっしゃいますように小金丸議員から「高い」と言われたところでございますが、これは検討するとは申し上げておりませんで、2万円の葬斎料に対して2万2,000円高いじゃないか、で、「いや、2万円は火葬料じゃなくて御香典なんだ」ということを申し上げたところでございます。

12歳未満は1万8,000円、死産・流産・胎児は1万円となっております。

一方、市外居住者の利用の場合は御指摘のとおり2割を増加して徴収することになっておりまして、大人で2万6,400円、12歳未満の小児は2万1,600円、死産児等は1万2,000円でございます。

利用状況につきましては、市外の方は19年が7人、20年度8人、21年度12人となっております。そのほとんどが市内出身者であったり、先祖の墓地がある人でございます。市外居住者の使用料の設定でございますけれども、多くの自治体で周辺自治体とのバランスを重視するとともに、斎場全体の維持管理費を利用者に負担させることで設定をされております。

県内12市の市外居住者に対する葬斎場使用料の割り増しの状況でございますけど、対馬、五島市は2倍でございます。松浦市は6倍でございます。金額で申しますと、大人で6万円、市外の方ですね。その中で壱岐市の1.2倍という割増率、金額にしましても、県内でも最小の額となっております。

また、壱岐市葬斎場の維持管理費でございますけれども、21年度は2,716万円の費用を要しております。火葬されましたのは462体でございますので、1体当たり5万8,800円程度の経費がかかっておることになります。

先ほど申しますように、年間10体前後の全体の2%程度であり、その金額がどのということにはなりませんけれども、現下の状況を考えますとき、市外居住者の斎場使用料については現行で御理解いただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） これなかなか正直言って、葬斎場で黒字が出るとる自治体なんかはこれは正直言ってどっこもないんですよ。これはもう、対馬なんかもこれ大赤字、年間たしか6,000万円近い赤字、対馬の場合はなってます。

今回は、この行政改革プランの中の対馬の中にはこういったものも公設民営化すべきだというような形になってますけども、前は近藤さんが言われたように、ほかの自治体の状況はいいんだと、それは全部何かの部分全部を全部とり出して、ほかの自治体のケースをこうやって当てはめていけば、理由は正直言って幾らでもつきます。

そしたら、ほかの自治体、じゃあ、この前、小金丸議員が言われたように、なぜ2万2,000円の県下一高い火葬料金を壱岐はとっとるんだと、そう言われたらそれはほかの自治体の状況でも、ほかの自治体では例えば当該者というか、そこに住民票がない人は2倍とっとると言うんだったら、これはもう1つ、壱岐はそうじゃないんだと。壱岐は例えば壱岐に菩提寺があって、お墓がこちらにあって、そして来た人は家はもうそれは全部、火葬は全部島民と同じようにやるんだと。

そういうふうなつながりがあるから、例えばふるさと納税なんかはほかの自治体に比べたら、それこそ段違いに壱岐なんか物すごいっぱい集まってきとるんじゃないですか。そういう点、やっぱりつながりを重視しとるからじゃないんですか。

僕は、19年、20年、21年度ずっと、レアケースと言いながら年に10件ぐらい、1人二、三千円ふえたところで、年間2万円か3万円ですよ。こんなもん別に壱岐市の財政がこれで傾くとか、そういう状況でもありません。しかも、これ条例なんで、これ条例ですから、市長がかえようということになれば、すぐかわるわけです。僕は、かえってこれいいと思いますよ。

年間10件、みんなそれは壱岐市の市民と同じような形で壱岐にゆかりのある人しか来んのですから、わざわざ遺体を焼きに全然関係ない人が壱岐に持ってくることはないですから、ほか自治体の状況っていうのはあんまり僕はそれは考慮する必要はないと思います。

それから、もちろん中にはね、それはそういう人もおるでしょう。住民税を払うと、現に今、これできょう払うと分と、今まで何年かずっと今まで払ってきたけど今回ちょっと今払うてないとか、そういうのもあると思いますけども、別に年間2、3万円程度の市の財政負担はそれは僕は構わんと。

もうそのくらいは壱岐市のふるさと納税をお願いする気持ちとして、それもふるさと納税お願いするときに、今後は火葬料金については（笑声）市民と同じようにすることに条例を改正しましたちゅう大きゅう書いて出せば、それは喜んでもらえるですよ、絶対。これはもうぜひそうしてもらいたいと思います。これはぜひ、「厚生委員会に勉強して付託してくれんか」と。この場でちょっと言うてもらたら、すぐ結論は出ますので。もう一声、どうですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の熱い思いが段々伝わってまいりまして、これについては確かに壱岐にゆかりがあるわけでございますから、今の町田議員の御意見を十分に胸に刻んで考えさせていただきますと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 今議会ちゅうのはなかなか難しいでしょうから、9月議会には多分提案されるだろうと思います。

それで3番目、最後に、実はきのう広報委員会がありまして、ある16歳の人からの手紙が入ってまして、「何とか壱岐で就職先を見つけてくれ」という、「働けるような仕事場を見つけてもらいたい」と。私の周りにも結構、島外から帰ってくる人おるんですよ。

そのために、何とか仕事先を世話してくれんかと、いっつも、それこそこれはもう1カ月に、

正直な話、何件も電話がかかってきます。ほとんど、何の力にもなれないんで、その都度お断りするというのが現状です。

僕は、市長も僕は行政の、これはもちろんすべてのハンディがあるというのは、市長もいっつも言われるとおり、離島という条件もあるし、もちろん働くインフラ整備もまだできてない状況の中で、この雇用を確保するちゅうのは非常になかなか離島にとっては非常に難しい問題ですよな。

だから、それは市長もさっき言われたように、だれかの質問について、深見君の質問について言われたように、農業をやったことのない人がひょこっと来て農業をやるとか、漁業をやったことのない人がいきなり漁業をやるちゅうても、それはなかなか難しいし、若い人はそれは漁師になるとか、農業をするとか言われてもそれはなかなか難しいとです。

そして、ぜひ、もちろん、ただし、これはもう僕も漠然として形で質問ができないちゅうのは頭が痛いんですよ、正直。どうしたらいいじゃろうかちゅうて、ただし全国の自治体の中には僕は最近自治体も非常にレアな多分、2,000人とか3,000人とかというような自治体の規模が一番いいんじゃないかと。例えば矢祭とか綾町とか、海士町とか、ああいう二、三千人ぐらいの規模の自治体はそれこそ積極的に外へ打って出るという、もうそれしか生き残りがいないから、みんなが協力して、住民の自助努力みたいなんと行政がタイアップして、うまいこと雇用の場をつくって、人口もふやしていきよるし、若い人がどんどん帰ってきたりしよるとです。

それから、壱岐みたいな中途半端なところは、何も正直言って働く場所の確保が非常に難しいんですよ。だから、僕もこういうふうな形で何とかないかと思って、この前、居酒屋つくってといたら、市長いきなり否定しましたけど、きょうはまたこれ新聞で批判されたいけませんけどな、僕は壱岐市の行政の土地がいっぱいあるですね。亀石あたりに。あそこに市営の霊園をいっばいつくって、これ私の弟がこの前死んだら福岡で、実は霊園求めるのに300万円から400万円かかるちゅうんですよ。

もし、壱岐市だったら、あの原野を全部開墾して、それこそ何百体、福岡にこれはアピールできると思うんですよ、霊園つくったと。それで安く、島内の墓石の業者も儲かるし、そして年に1回ぐらいは法事で来られるわけですから、その方たちは泊まります。

僕は、壱岐市にぜひ市営の霊園をつくってもらって、行政で。民間が半分ぐらい出資しても僕はよかと思うとるんですね。ほいで、霊園をつくって、まず100体ぐらいからつくって、広告出して、福岡から、それも呼ぶと。今、この前、テレビで実は今、遺体を焼いて海に流すとか泥に返すとかいうようなところありましたね。それも島を、無人島をそれをやりましたけども、これもやっぱり1つの方法やなあと思ったんですよな。あんだけ勝本の亀石のところ空いてますから、あそこら辺を静かな霊園、もう今から、それでしかもこれ島内には霊園もまだ持たん人も

いっぱいおるわけです。ぜひ、これ市営霊園をつくって、これを福岡あたりにアピールしたら結構申込者があるんじゃないかと、正直言って思うととですけど、それ以外、市長、何かありましたら、いや実はほかの企業からこんな引き合いがあるんだとかね、そういうのがありましたらぜひこれを機会にアピールしてください。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の雇用の創出についてお答えします。

後段のほうから申し上げますが、私は平成3年に壱岐日報さんに私のレポートを出していただきました。当時、男岳太郎とかいう名前のペンネームだったと思うんですけど、そのときに通勤圏の話と霊園の話を書いております。私も、当時博多の霊園事情というのは厳しいんだと。ですから、そうやるべきだということを提案をいたしておりますし、そこは笑われるのは二人一緒に笑われますし、同じ考えがございます。

ところで、市内の雇用情勢につきましては平成22年3月末現在の月間有効求職者数は512名、有効求人倍率は0.38、1年前の同時期は0.32と微増にとどまっています。依然として厳しい雇用状況になっております。

平成21年度から23年度にかけ雇用創出基金事業を実施いたしまして、これは壱番館とか、あるいは高木伐採とかでございますけども、21年度実績で雇用者が93名、22年度計画では68名の雇用を予定しております。

また現在、計画中の光ケーブルが設置されることに伴い、新たな企業の参画が可能と考えられ、さらに企業誘致を進めることができるかと思っております。

先日、レオパレスと、もしもしホットラインに行ってまいりました。光が来るということでレオパレスさんも、もしもしさんも「それは考える幅が広がった」ということで、答えをいただいて楽しみにしておるところでございます。

なお、雇用創出プランを策定すべきとの御意見でありますけれども、やはり本市の離島というハンディを否めず具体的な雇用創出プラン作成については難しいものがございます。今後の研究課題と思っております。企業誘致に向けた事業の継続実施及び雇用創出基金事業の実施など、雇用創出には懸命に取り組んでまいります。

また、ことしから島外通勤助成事業を行いました。現時点での該当者は34名いらっしゃいます。うち2名の方が春日市、それから長崎市から壱岐へ住民票を移していただきました。効果大と思っております。通勤者の内訳を申しますと、福岡市が23名、春日市が2名、久留米が1名、北九州市が1名、佐世保が4名、長崎が1名、東彼杵町が1名、熊本県合志市が1名、合計34名でございます。

そして、今度の日曜日、13日には「福岡壱岐の会」がございませう。ここで私は一席ぶって、「ぜひふるさとに帰ってくれ」ということを言いたいと思っておる次第でございませう。1人でも多く、壱岐に帰っていただきたいと考えているところでございませう。なお、通勤費、補助金につきましては今般の改正過疎法のソフト事業に該当いたします。

したがいまして、この通勤費補助を過疎債対応といたしますと、7割は交付税措置がなされるという見込みと思っておるところでございませう。これをぜひ拡大されたいと考えておるところでございませう。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 雇用については、これだれが市長になっても非常に難しいもんがあります。

ただし、僕はこれもう持論ですけどね、行政も本当は企業で、1企業であっていいんだと。金を儲けるのはどっちにしろ、島内で幾ら販売所とか、そんなんつくったって、島内の金を島内で回したって何もならないんで、本当に僕は打って出ると。

市長も霊園を真面目にそれを考えられたことがあるんであれば、ぜひ市長、私はそれを実現してもらいたい、本当に。ほいでこの「福岡壱岐の会」行かれるそうなので、ぜひこうやって霊園まで考えておると、壱岐の出身者には。ほしたら、安心して、この辺に霊園ができていっぱい来ればついでに老人ホーム、ぐるっとホームとか、そんな場もつくることも可能ですから、雇用どんどん広まっていきます。こらもう火葬料金も島民と一緒にということになれば、それは皆さん喜んでいただけると思います。ぜひやってください。座して死を待たんようということで、ぜひお願いします。

では、これで終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

・

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会します。

午後3時03分散会